



彩の国
埼玉県

令和2年度版
(令和元年度実績)

児童相談所業務概要

埼玉の児童相談

埼 玉 県

中央・南・川越・所沢・熊谷・越谷・草加

児 童 相 談 所

はじめに

埼玉県内の児童相談所（さいたま市を含む）で対応した令和元年度の児童虐待相談件数は17,473件で、前年度に比べ2,139件、13.9%の増加となり、過去最多の件数となっています。

児童虐待相談を種別で見ると、夫婦間でのDV目撃や児童への暴言などの「心理的虐待」が10,835件（全体の62.0%）で最も多く、また、経路別では、警察が11,120件（全体の63.6%）、次いで近隣・知人が2,316件（同13.3%）、学校等が1,010件（同5.8%）となっています。特に、警察からの通告件数は年々増加（前年度比921件、9.0%増）しています。

本県の児童虐待対策では、国の「虐待防止対策総合強化プラン（新プラン）」に基づき、児童相談所の体制強化として児童福祉司や児童心理司を増員しました。また、関係機関との連携強化として、市町村の相談援助技術の向上を図るために児童相談所OBの派遣を引き続き行うとともに、警察との児童虐待事案の情報共有においては、令和元年度に新たに児童虐待情報共有システムを構築し、児童相談所と警察署間でリアルタイムでの情報共有を行っています。

さて、国の「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、子どもたちが健やかに養育されるための環境を整えるものとして県では本年4月に「埼玉県子育て応援行動計画（令和2～6年度）」を策定しました。この計画の一部は埼玉県社会的養育推進計画として検討されました。この中で指標の一つとして里親委託率が示され、さいたま市を含めた県全体の委託率を令和6年度に32%とする目標値が示されました。

県7児相の里親委託率（ファミリーホーム児童を含む）は、令和元年度末で18.6%となっています。県では受託前後の里親支援事業などを民間団体に委託するなどの新たな取り組みを行っており、引き続き児童相談所としても関係団体等と連携するなど、里親委託の推進を図ってまいります。

児童相談所では、今後も、児童虐待対応をはじめとした様々な課題に対し、児童に関する専門的相談機関として、今後も、市町村をはじめ地域の関係機関・関係者と連携を図り、子どもたちの健やかな成長・発達、自立のため業務を推進してまいります。

この冊子は、令和元年度の県下7児童相談所（一部さいたま市を含む）における業務の概要を取りまとめたものです。関係機関の皆様方の業務の参考にさせていただくとともに、さらなる御指導をいただければ幸いです。

令和2年11月30日

埼玉県中央児童相談所長 西川 達男

目 次	
-----	--

第1部 児童相談所の概要

1 管轄区域	1
2 児童相談所の歩み	4
3 組 織	7
4 担当の主な業務	8
5 相談の流れ	9
6 相談の内容	11

第2部 業務の概要

1 相談の受付と援助の状況	13
(1) 相談の状況	13
(2) 相談内容別の受付と援助の状況	14
ア 養護相談	14
イ 障害相談	19
ウ 非行相談	21
エ 育成相談	22
オ 保健相談・その他の相談	23
(3) 休日夜間児童虐待通報ダイヤル	24
2 活動状況	25
(1) 児童福祉司の活動状況	25
(2) 児童心理司の活動状況	26
(3) 「家族支援」の取組みについて	26
(4) 児童精神科医の診察等の状況	28

目 次	
-----	--

(5) 一時保護の状況	29
3 児童福祉施設・里親等の状況	32
(1) 児童福祉施設	32
(2) 里親等	33
 第3部 資 料	
1 相談件数等の推移	43
2 統計（福祉行政報告例）	46
(1) 全児童相談所	46
(2) 中央児童相談所	51
(3) 南 児童相談所	56
(4) 川越児童相談所	61
(5) 所沢児童相談所	66
(6) 熊谷児童相談所	71
(7) 越谷児童相談所	76
(8) 草加児童相談所	81
3 診 断	86
4 里親委託	87
5 児童虐待防止対策事業	89
6 児童相談法的対応強化事業	94
7 地域・家庭支援活動	94
8 職員研修等	95

第 1 部

児童相談所の概要

埼玉県では、現在、7つの児童相談所を設置して、18歳未満の児童に関する問題について相談に応じています。

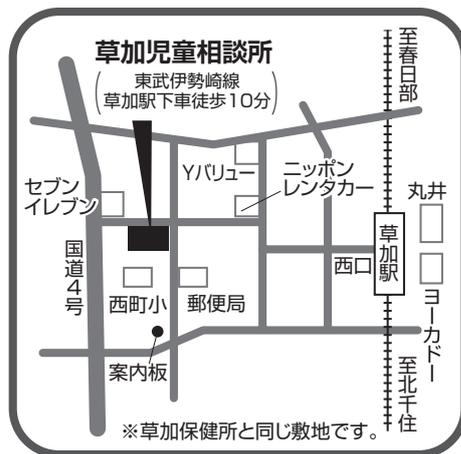
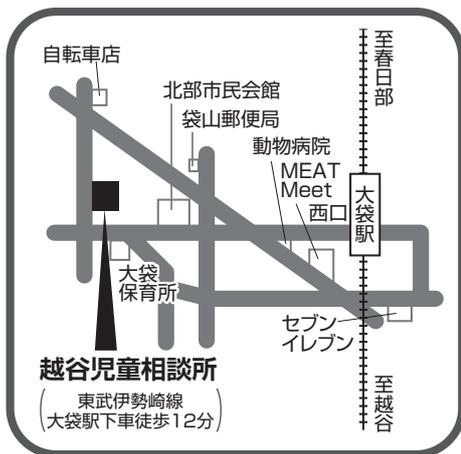
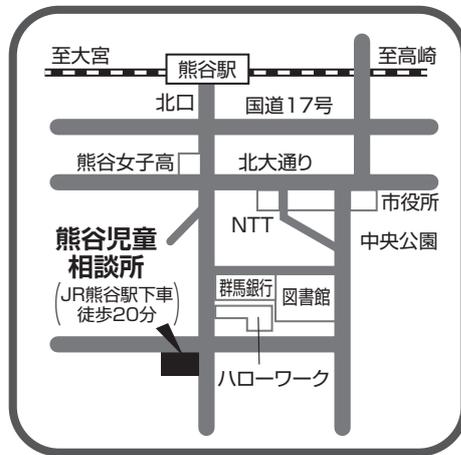
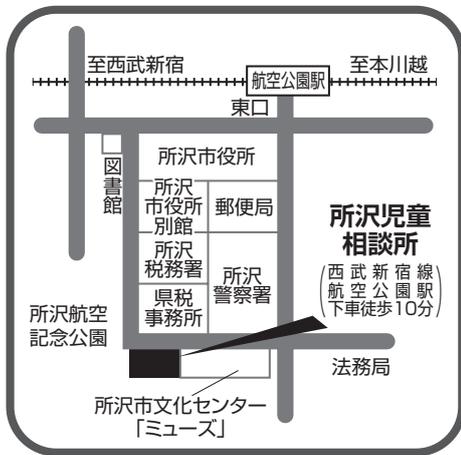
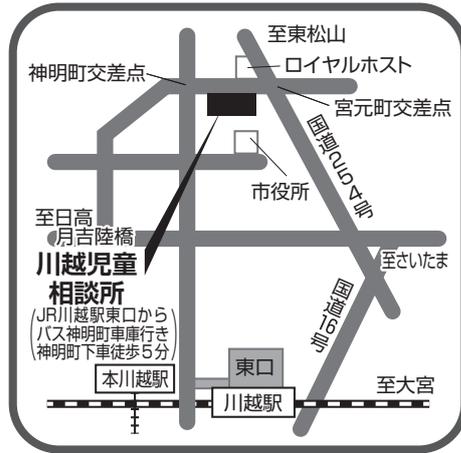
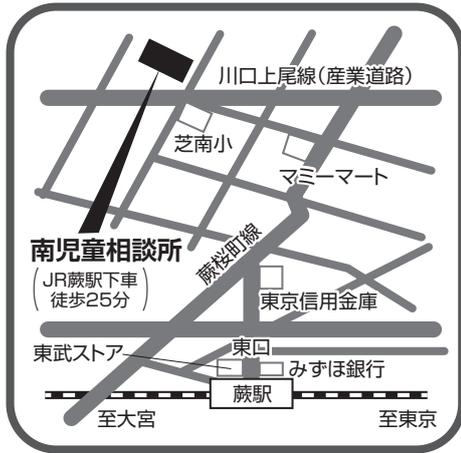
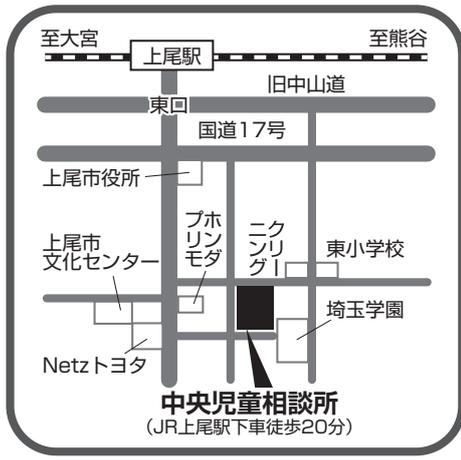
管轄区域、人口等（令和2年4月1日）

	児 童 相 談 所 別							計
	中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	
管轄区域	鴻 巣 市 上 尾 市 桶 川 市 久 喜 市 北 本 市 蓮 田 市 白 岡 市 伊 奈 町	川 口 市 蕨 市 戸 田 市	川 越 市 東 松 山 市 富 士 見 市 坂 戸 市 鶴ヶ島市 日 高 市 ふじみ野市 入 間 郡 比 企 郡 東 秩 父 村	所 沢 市 飯 能 市 狭 山 市 入 間 市 朝 霞 市 志 木 市 和 光 市 新 座 市	熊 谷 市 行 田 市 秩 父 市 加 須 市 本 庄 市 羽 生 市 深 谷 市 秩 父 郡 <small>(東秩父村を除く)</small> 児 玉 郡 大 里 郡	春 日 部 市 越 谷 市 幸 手 市 南 埼 玉 郡 北 葛 飾 郡	草 加 市 八 潮 市 三 郷 市 吉 川 市	
	7市1町	3市	7市10町1村	8市	7市8町	3市3町	4市	39市22町 1村
人 口(人)	800,574	823,426	1,112,681	1,190,049	854,291	737,494	557,300	6,075,815
児童人口(人)	115,398	126,247	161,601	175,736	120,295	106,260	85,431	890,968
世帯数(世帯)	348,348	395,481	501,028	551,080	366,869	331,604	257,140	2,751,550
面 積(k㎡)	307.52	85.25	723.75	420.05	1,714.17	222.35	107.27	3,580.36

※ 人口、児童人口は、令和2年1月1日現在（県統計課「埼玉県町(丁)字別人口調査結果報告」）。児童人口は18歳未満の人口。

※ 面積は、令和元年10月1日現在（国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」、一部概算数値含む。）。

児童相談所の管轄区域



2 児童相談所の歩み

年	埼玉県児童相談所の歩み	国・県等の歩み
昭和23年	浦和児童相談所・附設児童一時保護所開設 (与野市二度栗山) 熊谷児童相談所開設 (熊谷市石原、熊谷市母子寮内) 浦和児童相談所を中央児童相談所に指定	児童福祉法施行・里親制度発足 母子手帳交付開始 民生委員法施行 里親事業開始(里親登録者3名・委託児童8名) 児童相談所活動要領制定
24年	浦和児童相談所新築・移転(浦和市仲町)	少年法施行
25年	熊谷児童相談所新築・移転(熊谷市熊谷)	
28年		全国児童福祉大会開催
29年		全国里親会連合会・埼玉県里親会発足 育成医療制度発足
30年		全国社会福祉協議会設立 里親会会報「いとご」創刊
33年	附設児童一時保護所移転(浦和市三室久美学園内)	
34年	附設児童一時保護所新築・移転(浦和市西堀)	国民年金法施行
35年		精神薄弱者福祉法施行 身体障害者雇用促進法施行
36年		3歳児健康診査制度開始
37年	浦和児童相談所を中央児童相談所と名称変更	家庭奉仕員制度発足 児童扶養手当法施行 義務教育教科書無償法施行 社団法人埼玉県里親会の設立許可を受ける
38年		3歳児精密健康診査開始 老人福祉法施行 里親委託児童数が最高の400人に
39年		母子福祉法施行 家庭児童相談室設置運営要綱施行
40年	川越児童相談所新築・開設(川越地方庁舎内) 熊谷児童相談所新築・移転(熊谷市箱田)	身体障害者(児)実態調査実施
41年		特別児童扶養手当法施行 母子保健法施行
42年		所得税法一部改正(委託児童を扶養家族に認定) 第3回全国身体障害者スポーツ大会開催(上尾市)
43年	中央児童相談所仮設事務所に移転(与野市本町)	重症心身障害児特殊寝台貸与開始 第14回全国里親大会開催
44年	中央児童相談所新築・移転(浦和市元町)	自閉症児療育事業実施要綱施行 心身障害者扶養共済制度発足
45年		心身障害者対策基本法施行
46年		児童手当法公布
47年		登録里親数が最高の958人に 心身障害児通園事業実施要綱施行
48年	越谷児童相談所新築・開設(越谷市恩間)	厚生省が里親促進事業を開始 70歳以上の老人医療無料化
49年		短期里親制度開始 高校卒業まで委託措置の継続が可能に 特別里親制度を県単独で実施
50年	中央児童相談所に中央機能(援助・連絡)加える	最重度心身障害児に福祉手当支給 学校、施設等職員に育児休業制度
51年		在宅重症心身障害児緊急保護事業開始
52年		母子福祉法の一部改正で保父誕生 児童相談所執務提要制定
53年	川越児童相談所新築・移転(川越市宮元町)	保育所における障害児受入について通知

年	埼玉県児童相談所の歩み	国・県等の歩み
昭和54年	中央児童相談所新築・開設、附設児童一時保護所開設（上尾市上尾村） 従来の中央児童相談所を浦和児童相談所に改める	養護学校教育の義務化 国際児童年記念国際児童フェスティバル開催
55年		全国の児童相談所161か所、職員4,300名に
56年		障害に関する用語整理の法律公布
57年		家庭奉仕員派遣事業の対象を拡大 障害者の日（12月9日）制定
58年		老人保健法施行
60年		児童手当法改正（第2子まで拡大）
61年		第32回全国里親大会開催 特別障害者手当等の支給開始
62年	所沢児童相談所新築・開設（所沢市並木）	社会福祉士法・介護福祉士法公布 民法改正により特別養子制度が新設
63年		特別養子制度実施
平成元年	所沢児童相談所附設児童一時保護所開設 浦和児童相談所附設児童一時保護所廃止	家庭支援相談事業を実施 子ども家庭110番電話相談事業の実施
2年		児童相談所運営指針を策定 児童福祉法一部改正（居宅介護等の措置）
6年		主任児童委員制度発足 児童の権利に関する条約に批准 エンゼルプラン策定
7年		緊急保育対策等5か年事業開始 障害者プラン策定
8年		障害児自立促進事業開始
9年		介護保険法施行 「人権教育のための国連10年」国内行動計画
10年		改正児童福祉法施行 第44回関東ブロック里親研究協議会開催（大宮市）
11年	虐待通告受理後、48時間以内の安否確認を実施	
12年		児童虐待の防止等に関する法律制定 里親に対する指導援助強化事業開始 未委託里親研修を実施
14年		第48回全国里親大会開催（浦和市） 専門里親制度創設
15年	さいたま市児童相談所・附設児童一時保護所開設（さいたま市中央区） 浦和児童相談所を南児童相談所と名称変更	支援費制度発足 身体・知的障害児への在宅福祉サービスが県から市町村に移譲
16年		改正児童虐待防止法施行 埼玉県里親会創立50周年記念大会開催 第4回全国障害者スポーツ大会開催
17年	越谷児童相談所に附設児童一時保護所開設	改正児童福祉法施行
18年	埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル事業開始	障害者自立支援法施行
19年	中央児童相談所に常勤精神科医師配置	改正少年法施行
20年		改正児童虐待防止法施行
21年		改正児童福祉法施行 里親制度の改正
22年	越谷児童相談所草加支所開設（草加市西町）	
23年	南児童相談所移転（川口市芝下） 南児童相談所に附設児童一時保護所開設	
24年		民法等の一部を改正する法律施行 第58回関東ブロック里親研究協議会埼玉大会開催
25年	各所に安全確認担当を配置	障害者総合支援法施行

年	埼玉県児童相談所の歩み	国・県等の歩み
平成27年	越谷児童相談所（本所）に常勤精神科医師配置 中央児童相談所に警察職員1名配置（こども安全課兼務）	児童相談所全国共通ダイヤル3桁化（7月1日開始）
28年		改正児童福祉法一部施行（弁護士配置等）
29年	各所（支所除く）に弁護士（非常勤）を配置	改正児童福祉法施行（児童福祉司の研修義務化、市町村への事案送致、養子縁組里親の法定化、18歳以上の者への支援継続等）
30年	児童虐待情報について県警と全件共有を開始	改正児童福祉法施行（児童等の保護について司法関与を強化） 埼玉県虐待禁止条例施行
31年 令和元年	草加児童相談所開設（支所から本所へ） （草加市西町）	改正児童福祉法施行（児童福祉司配置基準の見直し等）
2年		改正児童福祉法施行（親権者からの体罰禁止等）

3 組織（令和2年4月1日）

		児 童 相 談 所						
		中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加
所	長	1	1	1	1	1	1	1
副	長			1		1		1
医	幹	1						
担 当	総務、心理相談、家族・自立支援、保護	副 所 長	1	1		1		1
	総 務	担 当 課 長	1	1	1	1	1	1
		主 任 ・ 主 事 等	2	2	2	2	2	2
	心 理 相 談 支 援	担 当 部 長（児童福祉司）	1	1	1	1	1	1
	心 理 相 談	担 当 課 長（児童心理司）	1	1		1		1
		児 童 心 理 司	8	6	9	8	8	5
	家 族 ・ 自 立 支 援	担 当 課 長（児童福祉司）	1	1	1	1	1	
		児 童 福 祉 司	5	5	5	7	6	5
		児 童 心 理 司	1	1	1	1	2	
	保 護	担 当 部 長（児童指導員）	1	1		1		1
		担 当 課 長（児童指導員、保育士）	2	2		2		2
		児 童 指 導 員	9	7		9		8
		保 育 士	6	7		5		6
		看 護 師	1	1		1		1
		調 理 員				1		1
		栄 養 士（兼務）	(1)	(1)		(1)		(1)
	里親推進、虐待・相談指導、安全確認・市町村支援	副 所 長	1	1		1		1
		担 当 部 長（児童福祉司）						1
		主 任 ・ 主 事	1		1	1	1	1
		児 童 福 祉 司	1	1			1	
	虐 待 ・ 相 談 指 導、安全確認・市町村支援	担 当 部 長（児童福祉司）	1	1	1	2	1	
		担 当 課 長（児童福祉司）	1	1	1		1	1
		児 童 福 祉 司	11	15	15	18	12	10
	虐 待 ・ 相 談 指 導	主 任 ・ 主 事					1	3
		社 会 福 祉 主 事 等（兼務）					(2)	
		保 健 師（兼務）	(2)	(1)		(2)	(4)	(2)
安 全 確 認 ・ 市 町 村 支 援	担 当 課 長	1	1	1	1	1	1	
	担 当 課 長（児童福祉司）	1	1	1			2	
	児 童 福 祉 司	7	13	13	16	8	6	
	主 任 ・ 主 事	1						
企 画 調 整	副 所 長	1						
	担 当 部 長（兼務）	(1)						
	担 当 課 長 ・ 主 任 専 門 員	2						
計（兼務を除く）		71	72	55	82	49	61	31
会 計 年 度 任 用 職 員	主 任 心 理 相 談 員	1						
	心 理 相 談 員		1	1	1	1	1	
	児 童 心 理 支 援 員	1	2		1	1	2	1
	心 理 職 員	1	1		1		1	
	学 習 指 導 員	2	2		1		2	
	学 習 補 助 員	4	1				1	
	調 理 員				1		2	
	市 町 村 支 援 員	2						
	児 童 相 談 専 門 員	2	2	2	2	2	2	2
	虐 待 対 応 専 門 員	1					1	
	虐 待 対 応 相 談 員	2	2	2	2	2		2
	里 親 等 委 託 調 整 員	2	2	2	3	3	2	1
	里 親 委 託 強 化 推 進 員	1	1	1	1	1	1	1
	電 話 相 談 員	5						
	嘱 託	医 師	4	8	4	4	3	7
	弁 護 士	1	1	1	1	1	1	1

4 担当の主な業務

心理相談担当

- 相談の受付
- 受理会議・診断会議に関する業務
- 継続指導
- 心理診断・判定
- 心理治療・指導
- 療育手帳交付に係る業務
- 特別児童扶養手当認定診断書などの発行に係る業務
- 医学診断に関する業務
- 保護者への精神医学的・心理学的支援

家族・自立支援担当

- 家族支援プログラムに関する業務
- 継続指導
- 心理診断・判定
- 心理治療・指導
- 児童相談所カウンセリング強化事業
- 保護者への精神医学的・心理学的支援
- 措置後の施設及び保護者に対する指導
- 家族援助技術の実施・調整に係る業務

虐待・相談指導担当、安全確認・市町村支援担当、里親推進担当

- 相談の受付（所外での受付、通告・送致文書の受理、来談者の初回面接）
- 障害者総合支援法関連業務
- 児童保護者に対する訪問指導
- 処遇会議に関する事務及び児童福祉法第26条、第27条に規定する措置の手続き
- 措置事務（措置関係書類及び受診券などの発行）
- 保護者負担金認定事務
- 措置後の施設及び保護者に対する指導
- 管轄地域における児童問題の把握及び防止、再発防止活動
- 児童福祉法第30条の届出に関する業務
- 児童の安全確認に関する業務
- 関係機関との連携
- 受理会議に関する事務
- 継続指導
- 統計事務に関する業務
- ケースファイルの整理保管

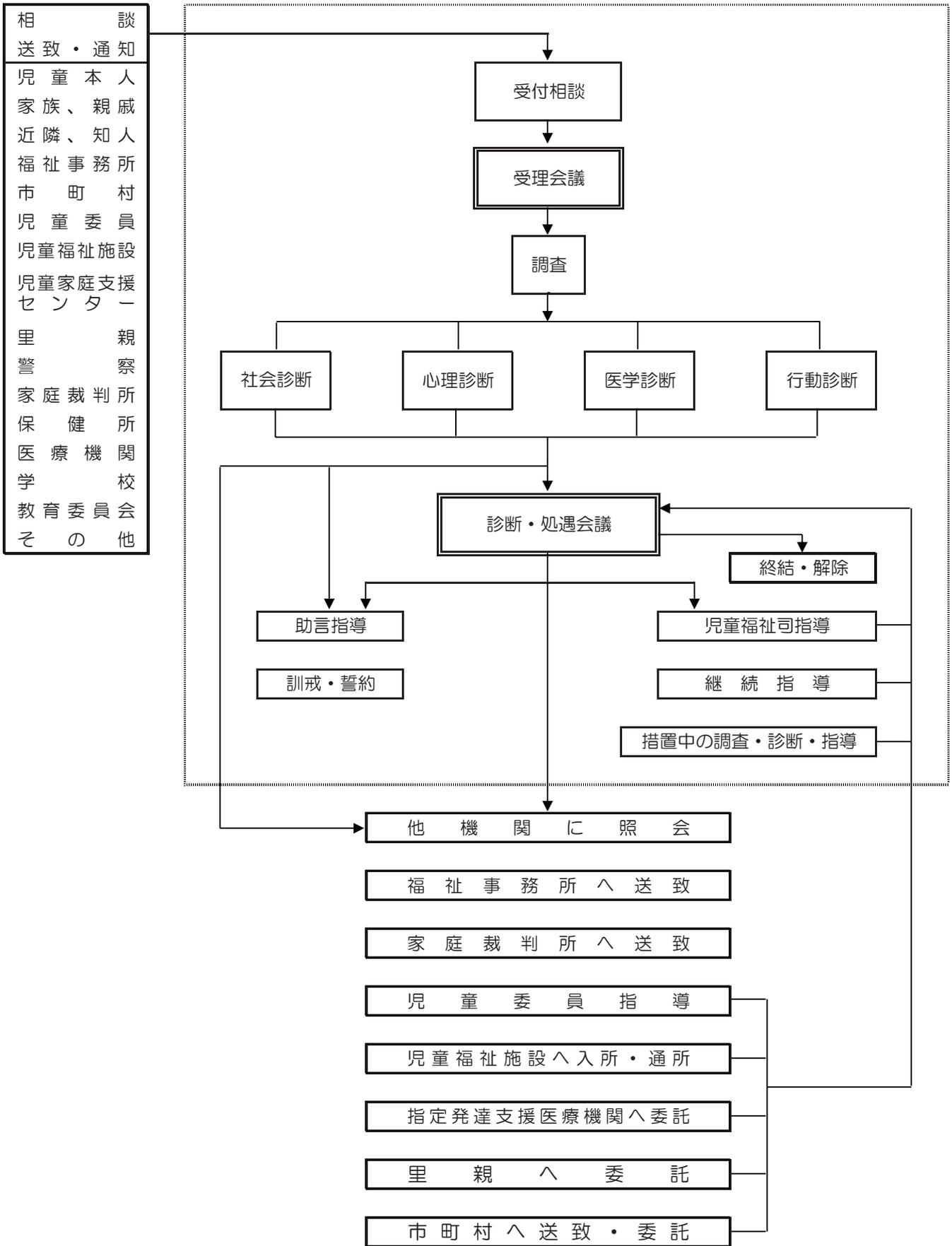
里親推進担当、市町村支援担当は、主に次の業務を担当する

- 里親の調査及び指導（特別養子縁組の調査を含む）
- 市町村職員研修に関する業務
- 実習生の受入れに関する業務
- 地域の関係機関との連携強化に関する業務
- 要保護児童対策地域協議会に関する業務
- 市町村への支援に関する業務

保護担当〔中央・南・所沢・越谷児童相談所〕

- 一時保護の実施
- 一時保護児童の行動観察及び生活指導・学習指導

5 相談の流れ



【「相談の流れ」の中の用語の説明】

【受理会議とは】

児童相談所で受け付けた相談について、当面の援助方針及び調査期間を決定するとともに、主たる担当者を決める。

【診断会議とは】

相談中の事例について、援助方針を再検討するとともに、継続指導の開始及び終了を決定する。

【処遇会議とは】

相談中の事例について、児童福祉法に基づいて、施設入所など具体的な援助方法（措置）を決定する。

【助言指導とは】

児童又は保護者に対して助言を与えることで、当面の問題解決が図れると判断される場合に行う。
一時保護をして、在宅生活へ向けて行動観察をした相談や、地域関係機関と今後の生活を見守るネットワークを作り上げて終了した相談も含まれる。
（法第12条第2項）

【継続指導とは】

困難な問題を抱える相談であって、児童や保護者が原則として児童相談所に通所し、継続的な心理的援助などが必要とされた場合に行う。なお、継続指導に当たっては、援助方法などについて、相談者が理解し、児童相談所との合意が成立している必要がある。
（法第12条第2項）

【児童福祉司指導とは】

困難な問題を抱える相談であって、原則として児童福祉司が訪問を主体に援助する必要がある場合に行う。地域関係機関との連携も重要となる。
（法第27条第1項第2号）

【児童福祉施設とは】

法に規定されている施設で、入所施設、通所施設に分けられる。
入所施設には、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設等がある。
通所施設には、児童心理治療施設がある。
（法第7条）

【里親とは】

保護者のもとで育てられない児童を、自己の家庭に引き取り、養育することを希望し、知事が認めた者をいう。
（法第6条の4）

6 相談の内容

養護相談

- 父又は母など保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役などによる、養育困難な児童に関する相談
- 棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童など、環境的問題を有する児童に関する相談
- 養子縁組に関する相談

保健相談

- 児童の疾患への初期対応の仕方、乳児や幼児期初期の発達、思春期の性に関する相談

障害相談

肢体不自由相談

- 肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談

視聴覚障害相談

- 視覚又は聴覚の機能障害のある児童に関する相談

言語発達障害等相談

- 構音障害、吃音、失語など音声や言語の機能障害のある児童に関する相談
- 言語発達遅滞、注意欠陥障害を有する児童に関する相談

重症心身障害相談

- 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童に関する相談

知的障害相談

- 知的発達に遅れのある児童に関する相談

発達障害相談

- 自閉症若しくは自閉症同様の症状を示す児童に関する相談

非行相談

ぐ犯行為等相談

- 虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱などぐ犯行為、問題行動のある児童に関する相談

- 警察署からぐ犯少年として通告のあった児童に関する相談

- 触法行為があったと思われるでも警察署から通告のない児童に関する相談

触法行為等相談

- 窃盗、恐喝など触法行為があったとして、警察署から通告のあった児童に関する相談

- 14歳以上の犯罪少年に関して、家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談

育成相談

性格行動相談

- 児童の人格の発達上問題となる、反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力など、性格行動上の問題を有する児童に関する相談

不登校相談

- 学校や幼稚園、保育所に登校（登園）できない、していない状態にある児童に関する相談

適性相談

- 進学適性、職業適性、学業不振などに関する相談

育児・しつけ相談

- 家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊びなどに関する相談

その他の相談

- 以上のいずれにも該当しない相談

第 2 部

業 務 の 概 要

(令和元年度の実績)

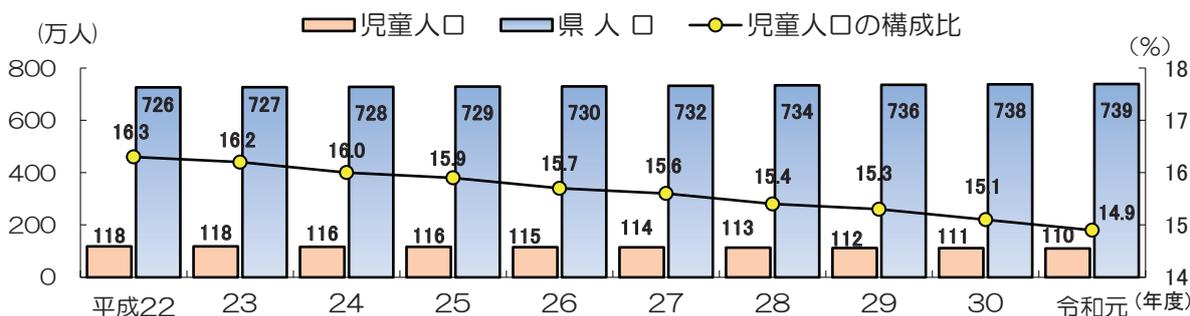
1 相談の受付と援助の状況

(1) 相談の状況

ア 児童人口（令和2年1月1日現在、埼玉県町（丁）字別人口調査より）

県の人口は増加を続けているが、18歳未満の児童人口は減少傾向にある。平成22年度の約118万人から令和元年度は約110万人となり、この10年間で約8万人減少している。また、県人口に占める児童人口の割合も、この10年間で約1.4ポイント低下し、令和元年度には14.9%となった。

図1 県人口及び児童(18歳未満)人口の推移（さいたま市を含む）

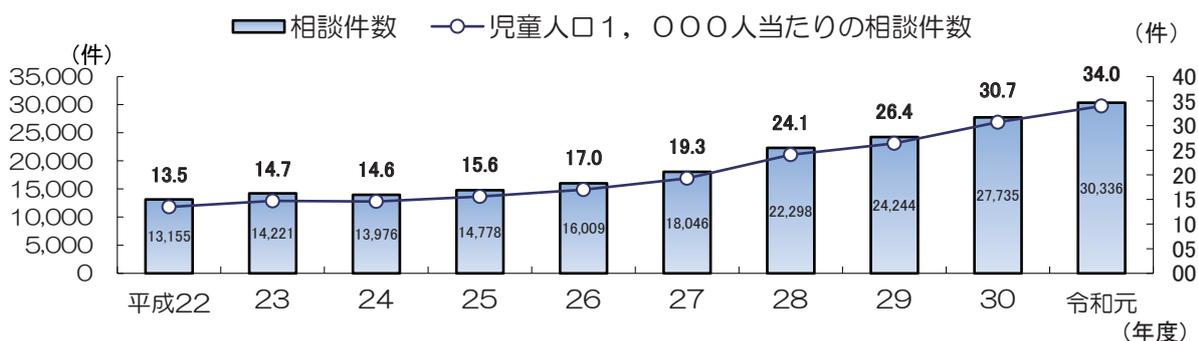


イ 相談件数（厚労省報告例第43表より）

全児童相談所の受付相談件数は、令和元年度は30,336件で、前年度に比べ2,601件、9.4%の増加となっている。

また、令和元年度における、児童人口1,000人当たりの相談件数は、34.0件であった。

図2 相談件数の推移



ウ 相談内容別受付状況（厚労省報告例第44表より）

受付件数を相談内容別に見ると、養護相談の件数が最も多く全体の60.1%を占めており、以下、障害相談21.6%、育成相談4.8%、非行相談1.9%となっている。

障害相談の内訳では、療育手帳交付に係る診断・判定、特別児童扶養手当診断書交付等の業務が主なものであるが、ほかにも、注意欠陥・多動性障害や自閉症スペクトラムなどの相談も含まれる。また、療育手帳を取得する理由の一つとして、障害者総合支援法による制度の利用を挙げることができる。

養護相談の18,219件の中には、児童虐待相談の14,163件が含まれる。これは令和元年度に受けた相談の総件数30,336件の46.7%に相当する。
 育成相談には性格行動相談、不登校相談、育児・しつけ相談等が含まれる。

表1 相談内容別受付状況

相談内容	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
養護相談	9,469	12,542	13,946	16,294	18,219
保健相談	42	47	30	36	45
障害相談	5,872	6,480	6,156	6,593	6,564
非行相談	666	635	492	496	420
育成相談	1,344	1,346	1,393	1,357	1,468
その他の相談	653	1,248	2,227	2,959	3,620
計	18,046	22,298	24,244	27,735	30,336

エ 経路別受付状況（厚労省報告例第43表より）

相談の経路としては「警察等」からの相談が最も多く、全体の41.5%、次に「都道府県・市町村」が23.5%となっている。さらに、「家族・親戚」、「近隣・知人」、「学校・教育委員会等」からの通告となっている。特に「警察等」からの通告が前年度に比べ、1,468件、13.2%増加している。

表2 経路別受付状況

受付経路	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
都道府県・市町村	5,706	6,298	6,356	6,812	7,124
児童福祉施設・里親等	107	126	110	169	163
警察等	4,126	7,174	9,453	11,131	12,599
家庭裁判所	96	96	107	81	119
学校・教育委員会等	666	756	662	881	1,109
保健所・医療機関	311	330	329	339	376
家族・親戚	5,046	5,418	5,314	5,783	5,884
児童本人	140	149	133	176	177
児童委員	9	11	12	14	10
近隣・知人	1,343	1,395	1,284	1,742	2,175
その他	496	545	484	607	600
計	18,046	22,298	24,244	27,735	30,336

(2) 相談内容別の受付と援助の状況

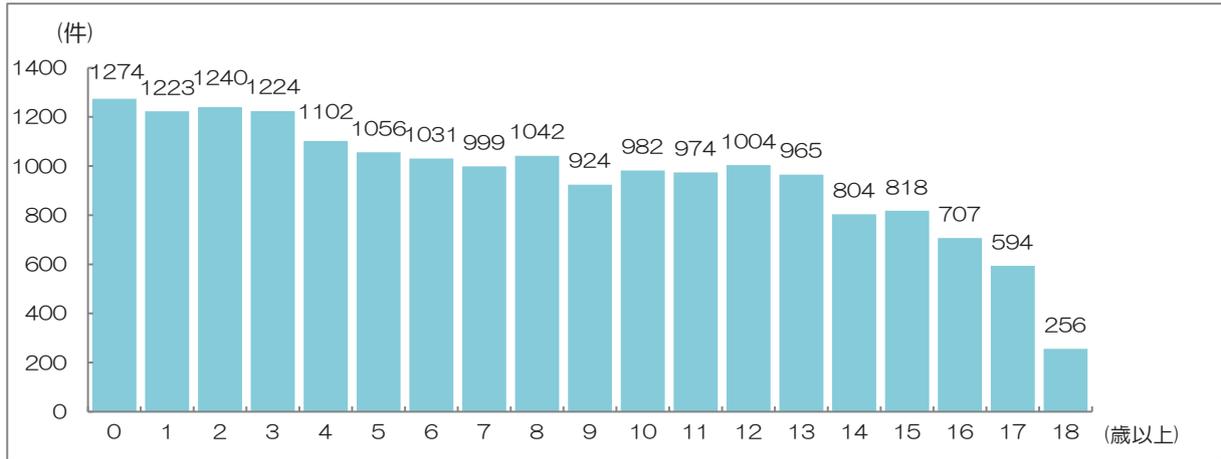
ア 養護相談（厚労省報告例第44表より）

(ア) 年齢別受付状況

養護相談18,219件のうち、0歳から5歳までの乳幼児についての相談件数は7,119件で、養護相談全体の39.1%を占めている。グラフの0歳～3歳にピークが認められるが、このことは、育児を行う家庭に対して、種々の支援を行うことにより、ごく早い時期から育児に対する不安や困難を取り除く必要があることを示している。

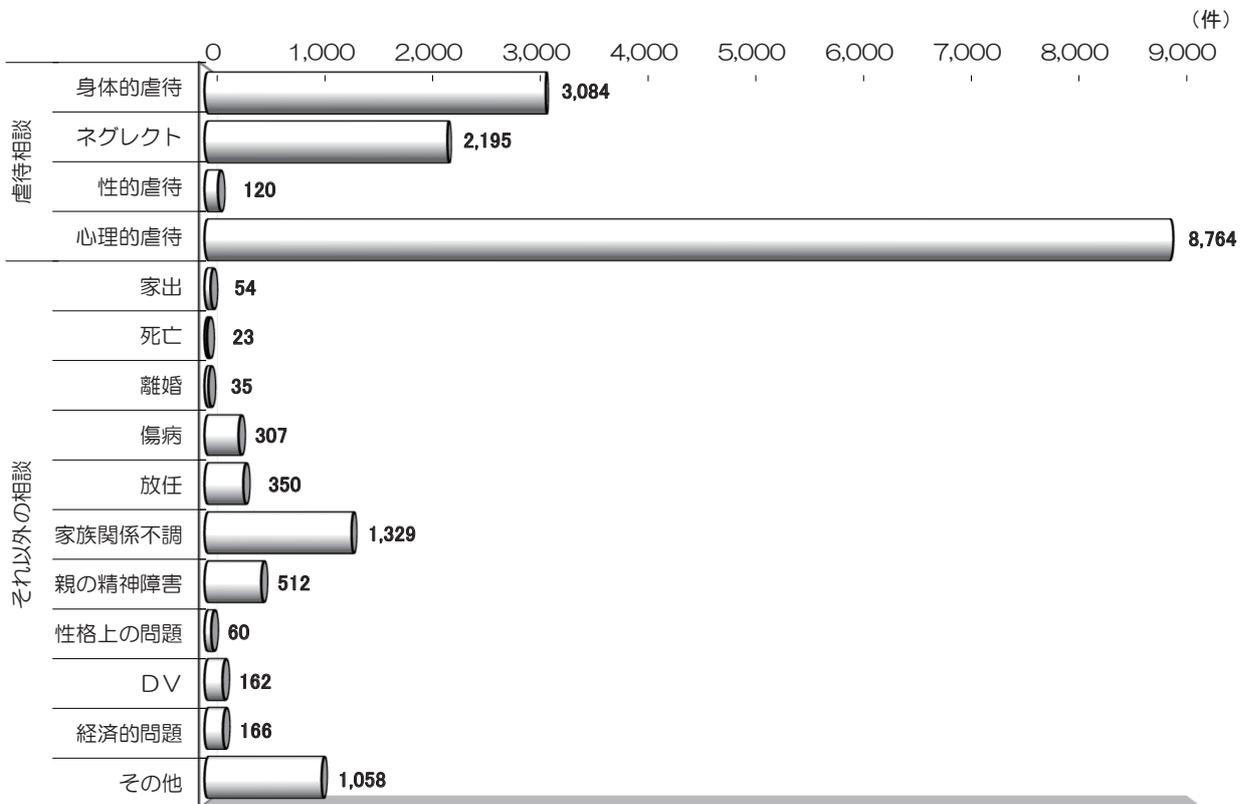
また、義務教育修了後の相談も見られるが、これは施設を退所した児童が就職先に定着できなかったり、家庭引き取り後に落ち着かないなど、引き続き援助が必要な場合が含まれている。18歳を超えても施設や里親から自立できず、措置を延長するケースもある。

図3 養護相談の年齢別受付件数



(イ) 相談の内容

図4 養護相談の内容別受付状況



*DVについて、心理的虐待に当たるものは除いている。

(ウ) 虐待相談の対応状況（さいたま市を含む）

埼玉県における虐待相談の対応件数は、多少の増減はあるものの過去17年間一貫して増加傾向にある。令和元年度には県全体で17,473件となり、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行された平成12年度以降、過去最多となった。

相談内容別に見ると、「心理的虐待」が増加し10,835件(62.0%)と最も多く、次いで「身体的虐待」が3,747件(21.4%)、「ネグレクト」2,727件(15.6%)の順となっている。

図5 過去10年間の虐待相談対応件数の推移

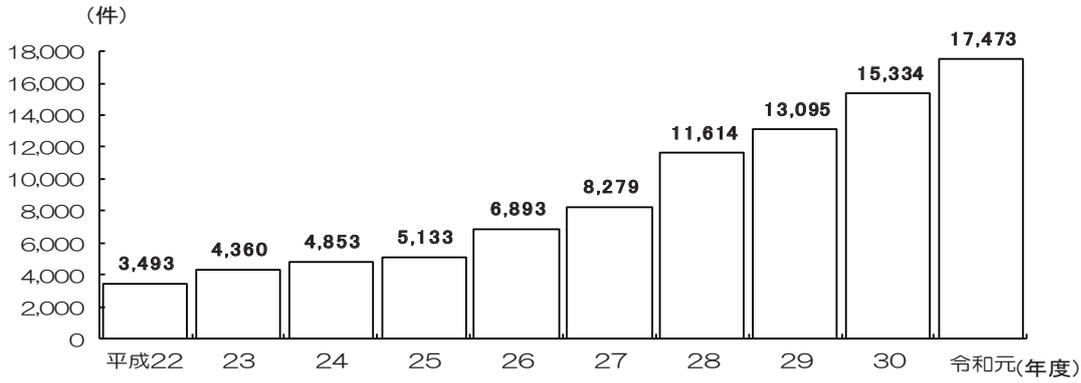


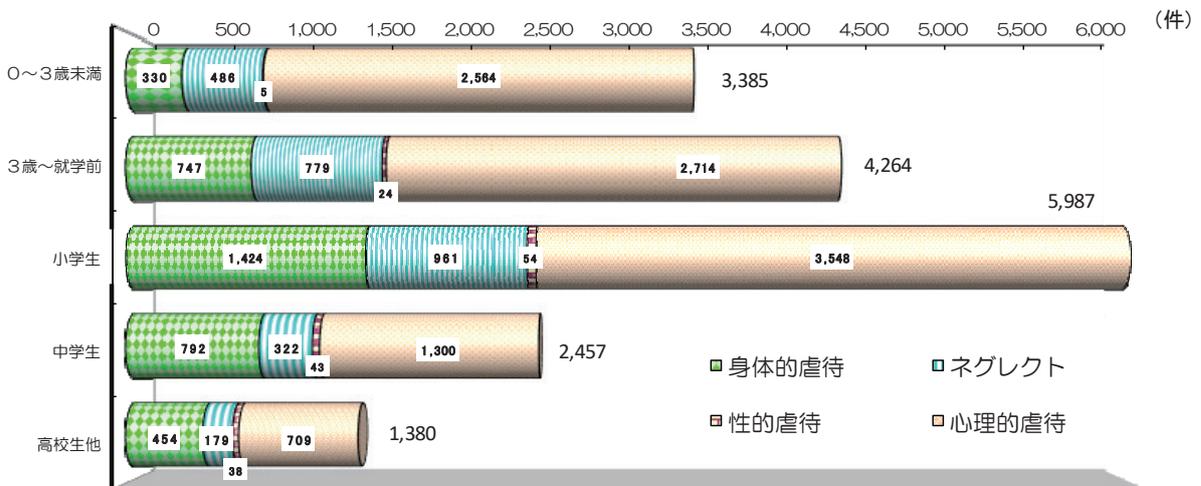
表3 虐待相談の内容

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
平成27年度	2,039 (403)	1,771 (379)	82 (7)	4,495 (915)	8,387(1,704)
平成28年度	2,515 (482)	2,348 (478)	153 (24)	6,623 (1,288)	11,639 (2,272)
平成29年度	2,685 (505)	2,582 (582)	118 (21)	8,008 (1,602)	13,393 (2,710)
平成30年度	3,350 (607)	2,795 (549)	133 (23)	9,256 (1,758)	15,534 (2,937)
令和元年度	3,747 (680)	2,727 (568)	164 (42)	10,835 (2,065)	17,473 (3,335)

注) 平成27～30年度は受理件数、令和元年度は対応件数。また、()は、さいたま市児童相談所で対応した件数の再掲である。

虐待を受けた子供の年齢を見ると、0歳から就学前の乳幼児が7,649件、全体の43.8%を占めている。また、各年代で「心理的虐待」が最も多くなっている。

図6 被害児童の年齢別内容別状況



主な虐待者を見ると、実母が全体の48.4%を占め最も多い。実父の数を合わせると両者で全体の89.4%を占めている。

図7 主な虐待者

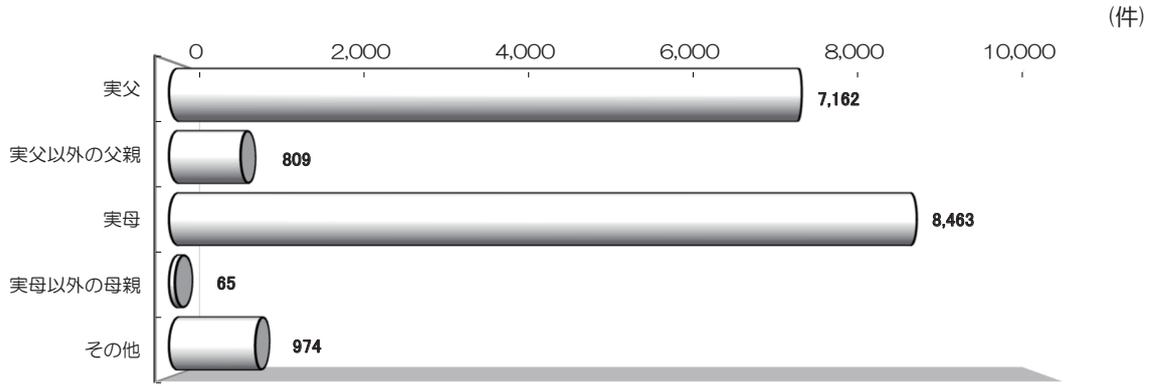


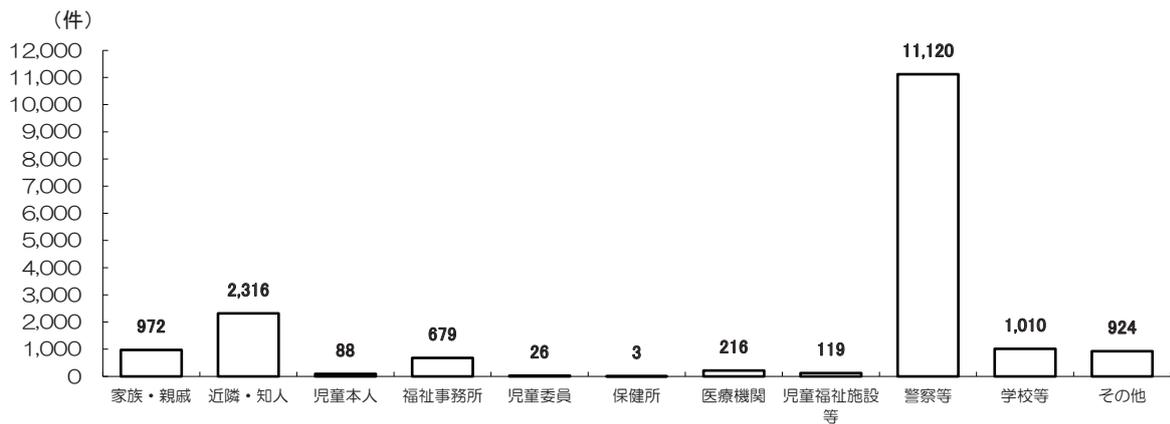
表4 主な虐待者の内訳

	実 父	実父以外の父親	実 母	実母以外の母親	そ の 他
平成27年度	3,227	423	4,200	67	470
平成28年度	4,670	615	5,639	64	651
平成29年度	5,481	689	6,101	66	758
平成30年度	6,107	790	7,434	99	904
令和元年度	7,162	809	8,463	65	974

注) 平成27～28年度は受理件数、平成29～令和元年度は対応件数。

虐待の通告経路を見ると、警察等からの通告が最も多く全体の63.6%、次いで近隣・知人の13.3%、学校等の5.8%となっている。DV目撃等による警察からの通告が著しく多い。

図8 虐待相談の通告経路



虐待の発生を未然に防ぎ、また、早期発見・対応、再発防止のためにも、子供と家庭に身近な地域の関係機関、団体及び個人が連携し、協力し合い、適切な支援を行えるようなネットワークを築くことが課題である。

表5 児童相談所別児童虐待相談件数（市町村別）

児相	市町村名	29年度	30年度	元年度	
中央	鴻巣市	131	152	236	
	上尾市	497	490	611	
	桶川市	153	157	128	
	久喜市	236	313	332	
	北本市	87	133	179	
	蓮田市	87	115	126	
	白岡市	59	83	79	
	伊奈町	84	109	84	
	管外・不明・県外	42	50	40	
南	川口市	1,307	1,440	1,737	
	蕨市	124	160	177	
	戸田市	282	416	383	
	管外・不明・県外	24	42	58	
川越	川越市	607	707	625	
	東松山市	124	161	194	
	富士見市	206	226	310	
	鶴ヶ島市	117	176	194	
	日高市	74	89	93	
	坂戸市	201	147	242	
	ふじみ野市	224	192	286	
	三芳町	63	64	81	
	毛呂山町	21	59	76	
	越生町	3	6	15	
	滑川町	28	24	45	
	嵐山町	24	21	23	
	小川町	26	63	53	
	川島町	21	24	25	
	吉見町	13	16	11	
	鳩山町	17	17	19	
	ときがわ町	7	6	10	
	東秩父村	0	1	0	
	管外・不明・県外	32	35	47	
	所沢	所沢市	618	664	738
飯能市		85	106	90	
狭山市		197	310	364	
入間市		209	270	347	
朝霞市		211	235	290	
志木市		120	145	140	
和光市		111	98	162	
新座市		365	409	364	
管外・不明・県外		44	56	40	
能谷		熊谷市	352	418	365
		行田市	163	189	181
	秩父市	67	147	150	
	加須市	198	295	273	
	本庄市	104	130	161	
	羽生市	116	86	124	
	深谷市	251	270	270	
	横瀬町	17	9	22	
	皆野町	13	17	16	
	長瀨町	8	5	10	
	小鹿野町	18	21	23	
	美里町	4	7	6	
	神川町	15	35	36	
	上里町	34	44	40	
	寄居町	52	40	51	
	管外・不明・県外	38	28	34	
	越谷	春日部市	396	473	546
越谷市		643	675	867	
幸手市		78	62	79	
宮代町		38	52	68	
杉戸町		50	61	76	
松伏町		74	55	57	
管外・不明・県外		33	48	33	
草加	草加市	461	611	668	
	八潮市	157	255	309	
	三郷市	246	326	358	
	吉川市	155	160	192	
	管外・不明・県外	-	-	49	
さいたま市児相		2,710	2,937	3,355	
合計		13,393	15,534	17,473	

※ 平成29、30年度は受付件数、令和元年度は対応件数である。

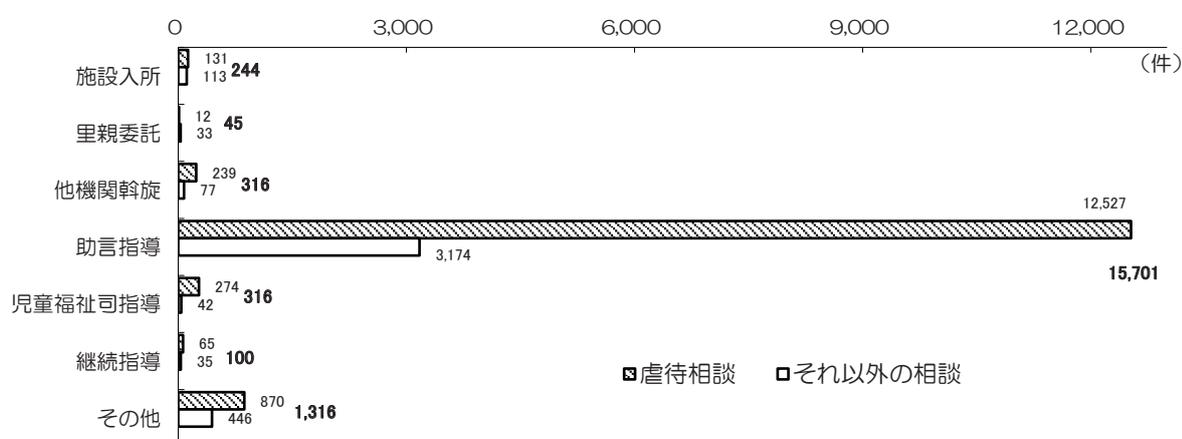
(エ) 援助状況

児童相談所で受付けた養護相談で、調査・面接あるいは一時保護等の援助を行った後、令和元年度中に何らかの援助を行ったものは18,038件であった。そのうち、「施設入所」、「障害児施設等への利用契約」と「里親委託」は合わせて290件あり、全体の1.6%であった。

相談を受けたものの中で、経済支援や児童の育児支援を行うことで、家庭から、児童の身柄を分離又は保護せずに援助が可能な場合は、保護者への助言・指導を行うとともに、地域の関係機関に協力を要請した。「助言指導」で終了した相談の中には、家庭での養育を援助するために関係機関の調査・依頼等を行ったものも含まれている。

児童虐待など処遇困難な相談や、施設退所後の援助が必要な家庭への対応等について、ケースカンファレンス等を実施し、関係機関との連携を図り、継続指導や児童福祉司指導を行った。

図9 養護相談処理件数（厚労省報告例第45表より）



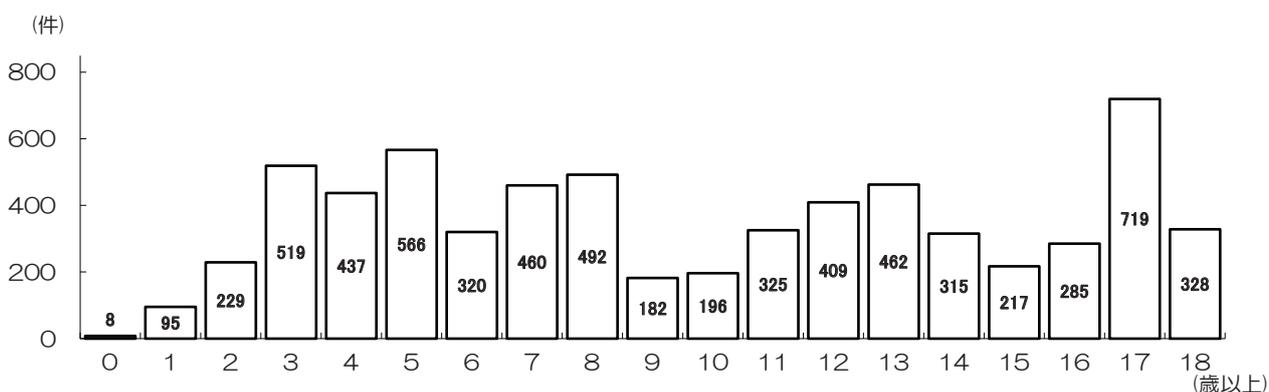
イ 障害相談

(ア) 年齢別受付状況

障害相談では、言葉等の発達の遅れが目立ち始める3歳頃からと、就学の節目ごとに相談が増加する傾向にある。行政サービスを受けるために必要な手帳の交付申請や、諸証明書の発行、特別児童扶養手当認定の交付申請等が増加するためである。

また、高校卒業後の就労や施設への通所等、サービスを受けるために必要な療育手帳の申請が増えるため、17歳頃の相談が増加する。18歳以上の相談では、障害者総合支援法に基づく施設利用の更新によるものや年金取得手続きにかかる諸証明書の発行が多い。

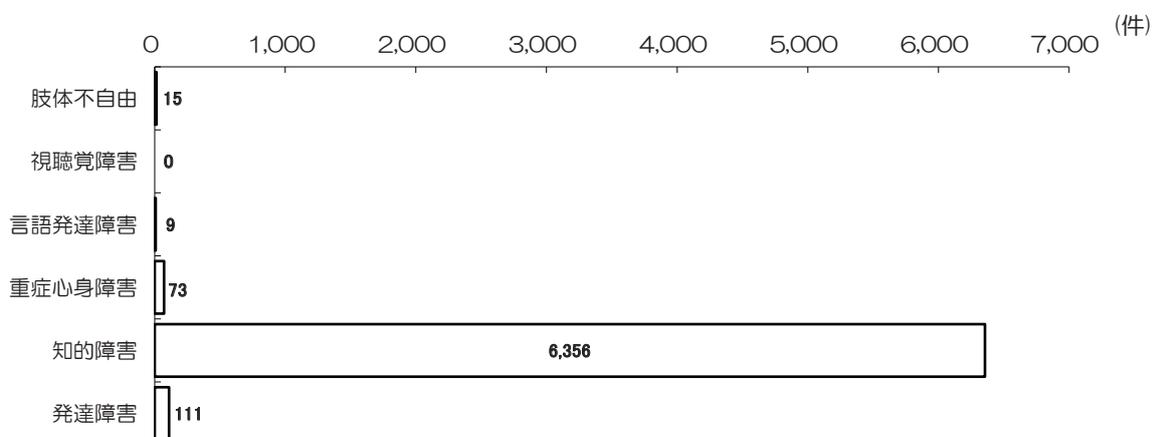
図10 障害児童相談年齢別受付状況（厚労省報告例第44表より）



(イ) 相談内容

障害相談を内容別に見ると、令和元年度に相談を受付けた6,564件のうち知的障害相談が6,356件(96.8%)を占めている。

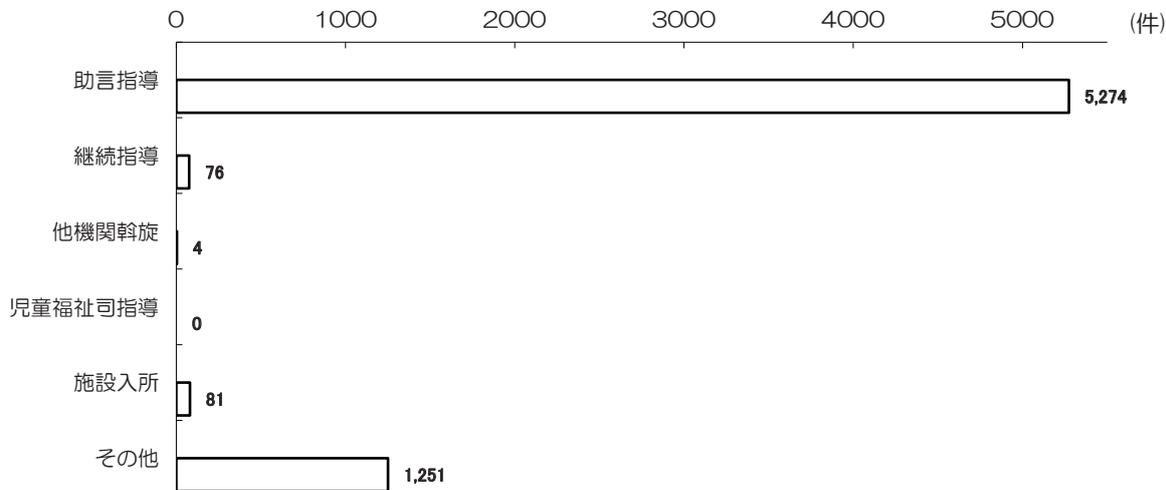
図1.1 障害相談の内容別件数



(ウ) 援助状況

障害相談で、令和元年度中に面接指導、施設入所措置等の援助を実施した件数は6,686件であり、これを援助内容によって示すと下図のとおりである。

図1.2 障害相談の援助内容別件数(厚労省報告例第4.5表より)



注) 施設入所には、措置と利用契約が含まれる。

援助を実施した障害相談6,686件を内容から見ると、「助言指導」が5,274件であり、全体の78.9%を占める。「助言指導」の中には、療育手帳交付に係る手続きや、特別児童扶養手当認定診断書の交付等が含まれる。

また、継続指導は、そのほとんどが障害者総合支援法による施設入所の新規契約時の相談を内容とするものである。

表6 障害相談（相談種類別）の援助内容

	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	施設入所	その他	計
肢体不自由相談	1	13			14	3	31
視聴覚障害相談							0
言語発達障害等相談	9						9
重症心身障害相談	8	55			57	2	122
知的障害相談	5,155	6	1		10	1,239	6,411
発達障害相談	101	2	3			7	113
計	5,274	76	4	0	81	1,251	6,686

注) 施設入所には、措置と契約とが含まれる。

施設入所については、障害者施設の不足から、障害児施設に入所中の児童が18歳になっても障害者施設への円滑な移行ができない状況にある。障害児施設の数も限られていることから、新規の入所等の施設利用が困難になっている。

ウ 非行相談

(ア) 年齢別受付状況（厚労省報告例第44表より）

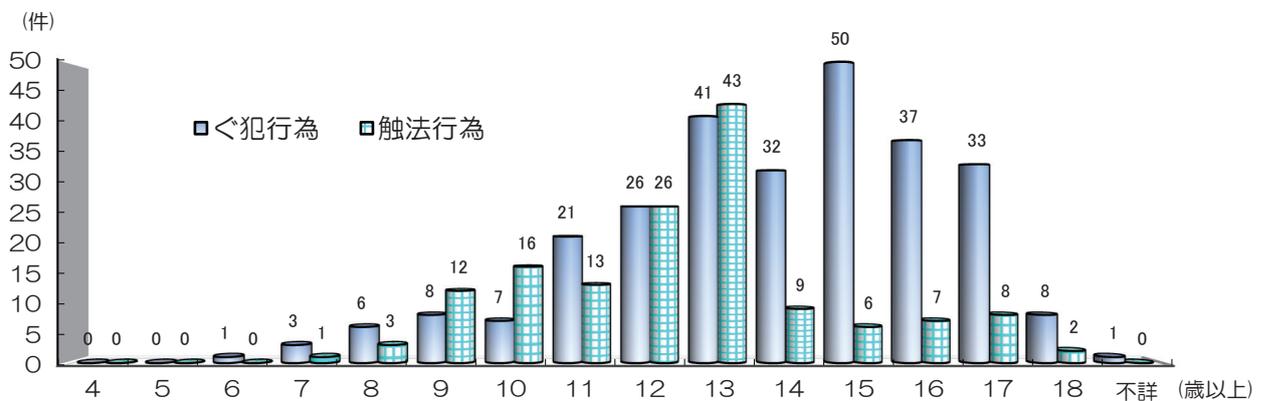
令和元年度に受理した非行相談の数は420件であり、前年度の496件から15.3%の減少となっている。全相談受付件数30,336件の1.4%を占めている。

相談の内訳は、＜犯行為等相談が274件、触法行為等相談が146件であった。

＜犯及び触法の全非行相談の中で、13歳から15歳までの中学生の相談件数が181件を数え、全体の43.1%を占めている。

非行相談の中には、過去に虐待を受けた経験を持つなど、内容の重篤な、対応困難なケースも少なくない。

図13 ＜犯行為及び触法行為等相談の年齢別受付状況



(イ) 相談の内容

ぐ犯行為等相談では、「家出・放浪」が68件で最も多く、24.8%を占めている。
 触法行為等相談では、「窃盗」が68件で最も多く、46.6%を占める。

表7 ぐ犯行為等相談内容別受付状況

	家出・放浪	窃盗	夜外遊泊	持ち出し	乱暴	不純異性交遊 不良交友	傷害	飲酒・喫煙	怠学	その他	計
男	24	27	4	43	14	6	1	3	2	38	162
女	44	9	19	14	1	10	1	2	2	10	112
計	68	36	23	57	15	16	2	5	4	48	274

表8 触法行為等相談内容別受付状況

	窃盗	強盗	器物破損	傷害	恐喝	強わいせつ 強姦	放火	その他	計
男	55	2	5	12	2	13	6	27	122
女	13		5	2			2	2	24
計	68	2	10	14	2	13	8	29	146

(ウ) 援助状況（厚労省報告例第45表より）

援助を実施した「ぐ犯」及び「触法」を合わせた非行相談415件のうち、342件（82.4%）が「助言指導」であり、児童自立支援施設等の児童福祉施設に措置をしたものは10件（2.4%）であった。

表9 非行相談の援助内容別状況

	助言指導	継続指導	他機関 あっせん	児童福祉 司指導	施設入所	家裁送致	その他	計
ぐ犯行為等相談	226	6	9	2	7	3	15	268
触法行為等相談	116	3	6	3	3	4	12	147
計	342	9	15	5	10	7	27	415

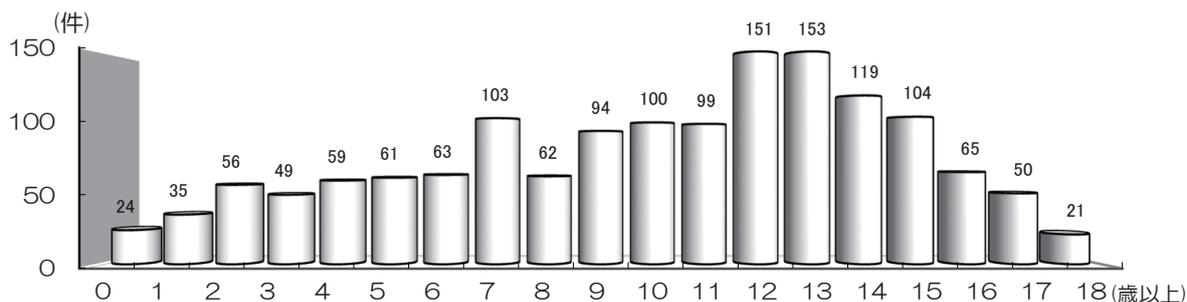
- 注) 1「その他」は、そのほとんどが管轄児相へのケース移管、家庭裁判所からの照会である。
 2「施設入所」はその大半が児童自立支援施設への入所である。
 3「家裁送致」とは、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めて、送致の措置（法第27条第1項第4号）を行ったものである。

エ 育成相談

(ア) 年齢別受付状況（厚労省報告例第44表より）

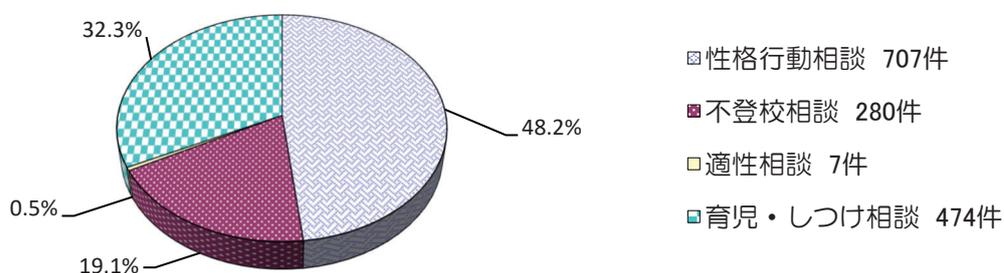
令和元年度の受付件数は1,468件であった。育成相談全体では、就学前から小学校低学年では比較的「育児・しつけ相談」が多く、小学校高学年からは、「性格行動相談」や「不登校相談」の割合が高くなる。

図14 育成相談年齢別受付状況



(イ) 相談の内容

図15 育成相談の内容別受付件数



(ウ) 援助状況（厚労省報告例第45表より）

育成相談について、令和元年度に行った援助の状況は、次表のとおりである。

表10 育成相談への援助状況

	助言指導	継続指導	他機関 あっせん	児童福祉司 指導	施設入所	その他	計
性格行動相談	658	18	3	6	5	32	722
不登校相談	259	1	3	1		17	281
適性相談	6						6
育児・しつけ相談	443	6	1			24	474
計	1,366	25	7	7	5	73	1,483

オ 保健相談・その他の相談（厚労省報告例第45表より）

保健相談では、そのほとんどが電話による乳幼児についての相談である。また、その他の相談の中には、児童の養育に係る親自身の相談なども含まれる。

表11 保健相談・その他の相談への援助状況

	助言指導	継続指導	他機関 あっせん	児童福祉司 指導	その他	計
保健相談	41	1	2			44
その他の相談	982	1	36	2	2,599	3,620

(3) 休日夜間児童虐待通報ダイヤル

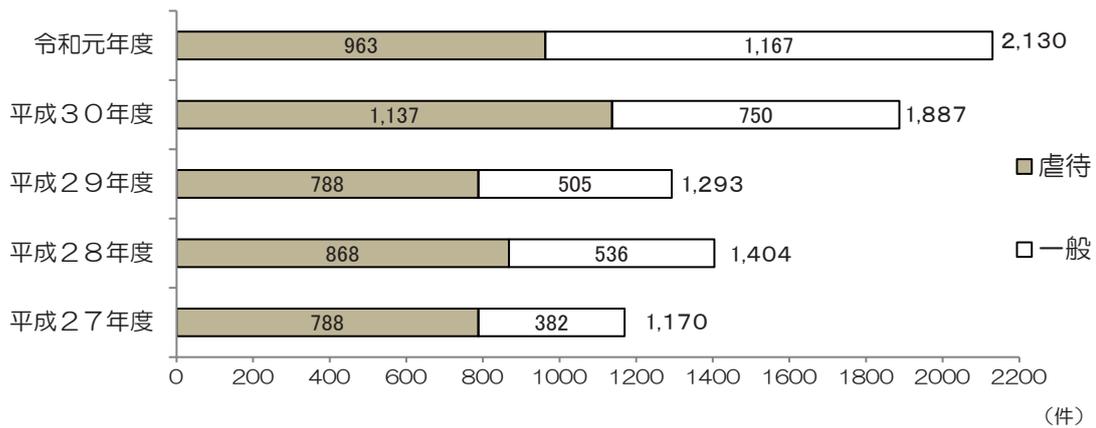
24時間を通して児童虐待等の緊急な通報に応じるため、平成18年6月から「埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル」を開設し、緊急の対応が必要な場合に、同ダイヤルから連絡を受けた管轄児童相談所が速やかに安全確認を行う等の対応を行っている。また、「児童相談所虐待対応ダイヤル(189)」に対する休日夜間の通報も同ダイヤルで受け付けている。

令和元年度に通報ダイヤルに寄せられた通報は2,130件であった。そのうち11件について緊急保護を行った。年々受付件数が増えている要因として、児童虐待の重大事件が社会問題化し関心が高まったことや、189などの通報窓口が周知されてきていること等の影響によるものと思われる。

表12 休日夜間児童虐待通報ダイヤル受付件数

時間帯	夜間 (18時~22時)	深夜・早朝 (22時~翌8時半)	休日の日中 (8時半~18時)	合計
虐待通報	464	279	220	963
虐待以外の相談	551	276	340	1,167
受付合計	1,015	555	560	2,130

図16 休日夜間児童虐待通報ダイヤル受付件数の推移



2 活動状況

(1) 児童福祉司の活動状況

毎週開かれる受理会議、処遇会議及び診断会議で検討された児童相談所の方針に基づき、次のような活動を行っている。

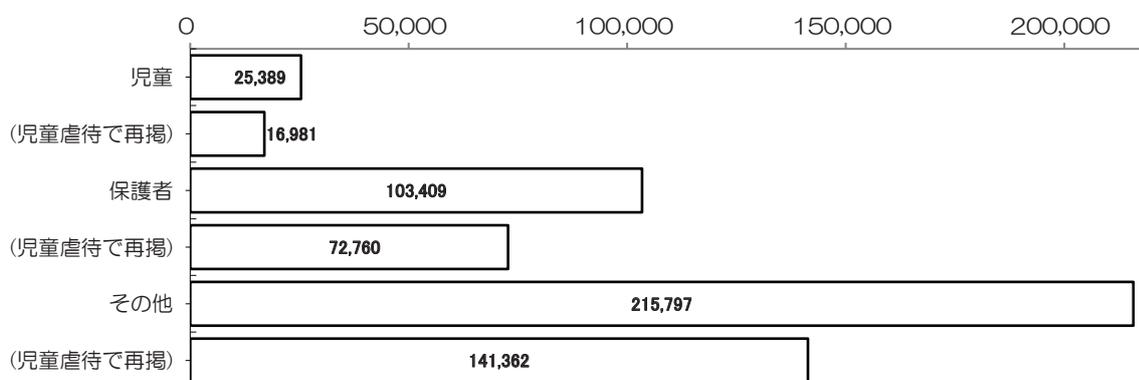
ア 調査・社会診断（厚労省報告例第48表より）

児童相談所では、相談を受けた児童とその保護者の状況を知り、それによってどのような支援・処遇が必要かを判断するために、調査・社会診断を行っている。

調査には、所内又は訪問しての面接、電話、照会、その他の方法があり、担当児童福祉司が中心となっていく。相談の内容によっては、他の職員が行うこともある。

令和元年度中に行われた調査・社会診断の件数は、全体で延べ344,595件であり、その対象別内訳は次のとおりである。

図17 調査・社会診断 (件)

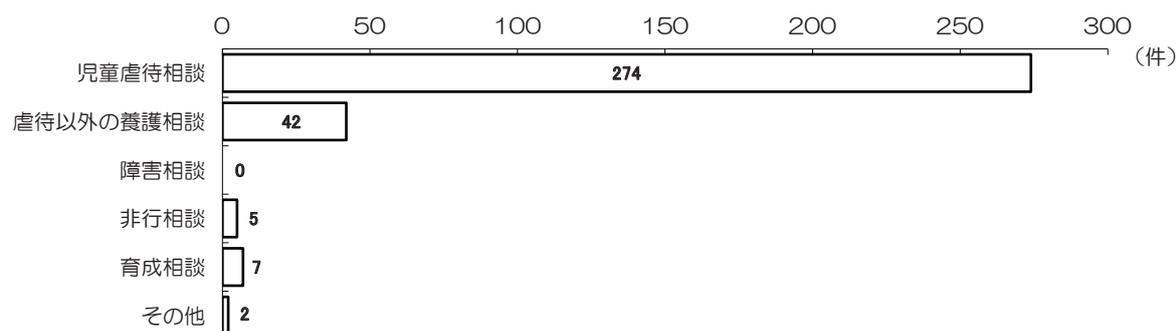


対象別内訳から見ると、「その他」が最も多く、全体の62.6%を占める。この中には、学校、保育所、保健センター等地域の関係諸機関等が含まれており、それらの機関とも連携・協力しながら、最良の支援方法が得られるよう検討を行っている。

イ 児童福祉司指導（厚労省報告例第45表より）

令和元年度中に新たに児童福祉司指導の措置が採られた件数は330件であり、その相談種別内訳は下図のとおりである。児童虐待相談を含む養護相談が全体の95.8%を占めている。児童虐待相談では、在宅指導にするものも多く、取扱い期間も長期に及ぶものが少なくない。

図18 児童福祉司指導相談種別内訳

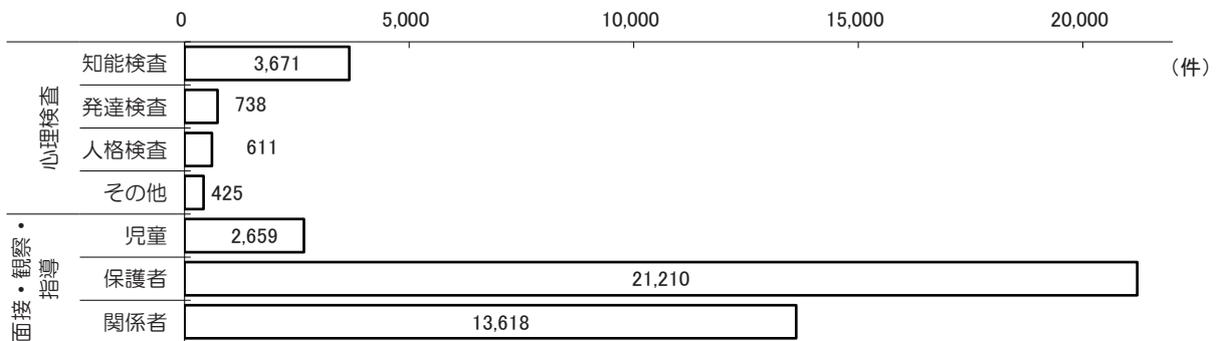


(2) 児童心理司の活動状況

ア 心理診断

心理診断は、面接、観察、心理検査等を基に心理学的観点から処遇の内容、方針を定めるために行う。また、言語表現の不十分な児童、情緒や適応性に不安定さを示す児童等を理解するため、観察を行う場所や場面の設定など、適切な方法を考慮している。

図19 心理診断指導（厚労省報告例第48表より）

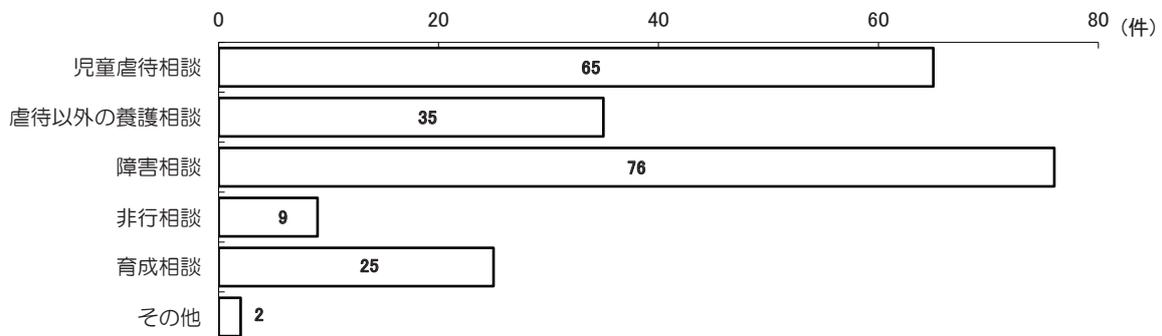


イ 継続指導

継続指導は、児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものである。

令和元年度中に、新たに継続指導の取扱いを開始した件数は、児童心理司及び児童福祉司が担当するものを合わせて212件である。児童虐待相談を含む養護相談が100件と最も多い。相談種別内訳は下図のとおりである。

図20 継続指導相談種別内訳（厚労省報告例第45表より）



(3) 「家族支援」の取組みについて

ア 背景

児童相談所における児童虐待対応件数は「児童虐待の防止等に関する法律」(以下「虐待防止法」という。)施行前後から急激に増加し、主に早期の発見・保護を中心に対応が進められてきた。

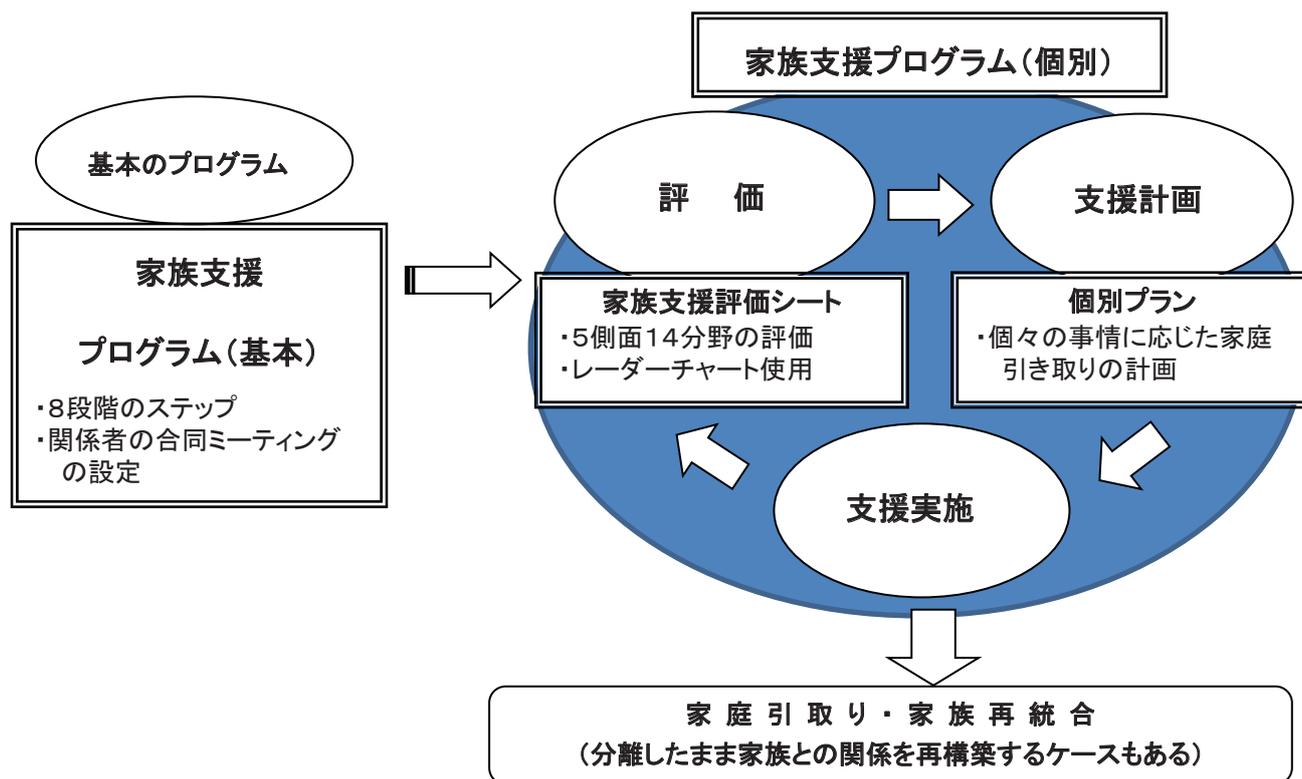
平成16年には「虐待防止法」が改正され、保護した児童と家族の再統合促進のための指導及び支援が地方公共団体の責務として位置付けられたが、児童相談所は増え続ける児童虐待の緊急対応に追われ、施設に保護した児童の家族再統合に思うように取り組めない状況にあった。

そこで、当県では平成19年度に家族支援担当職員を各所に配置し、さらに段階的に組織的充実を図ってきた。そして、平成20年度からは「家族支援プログラム」に基づいて施設に保護した児童の家庭引き取りなど、家族再統合に取り組んできている。(詳細は、平成29年4月1日策定の「埼玉県児童相談所家庭支援指針」参照。)

イ 家族支援システムの概要

児童や養育者の状況を家庭支援評価シートにより評価し、基本の家庭支援プログラムを参考に個別の事情に合わせた個別プランを作成する。個別プランに従って支援を実施した結果を再び評価して個別プランを進めていく。このようにプランと評価とが一体となって家族支援を推進するのが個別の家族支援プログラムである。基本の家族支援プログラムまでを含んだ支援体制全体を「家族支援システム」と称し、各々の関係は次のとおりである。

家族支援システムの概念図

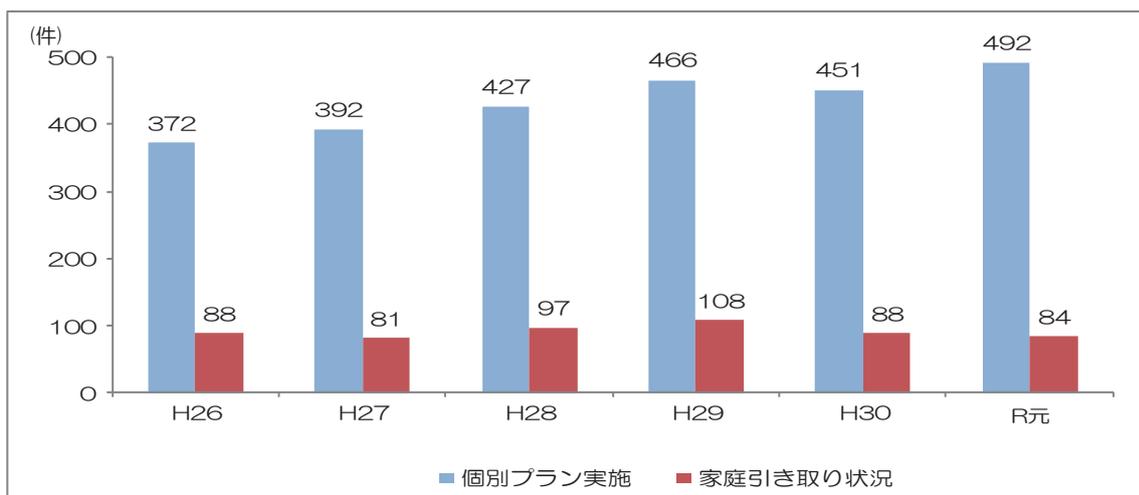


家族支援プログラム (基本)	家族を支援するための基本的なプログラムは、準備から終了まで8段階のステップが想定されている。それぞれのステップの課題と、親子や各機関が実施する内容が示されている。
家族支援評価シート	基本情報とライフエピソードを踏まえた上で、子どもの状況・養育者の状況・親子関係の状況・虐待の認知・支援の受け入れについてのアセスメントを行うものである。
個別プラン	家族支援評価シートによって導き出された家族の課題と必要な支援を踏まえて、児童の保護に至った問題の再発防止に向け、家族再統合までの解決すべき課題や手順を保護者に（ケースによっては児童や関係者にも）示すものである。

(ア) 個別プラン実施及び家庭引き取り状況

令和元年度の個別プラン実施件数は492件であり、うち84件が家庭引き取りとなった。家族支援プログラムは、家庭引き取りばかりではなく、何らかの事情で児童と家族が分離したまま、面会や外泊により家族としての関係を保つことが目標である場合も対象とし、交流を目的としたプランを作成している。

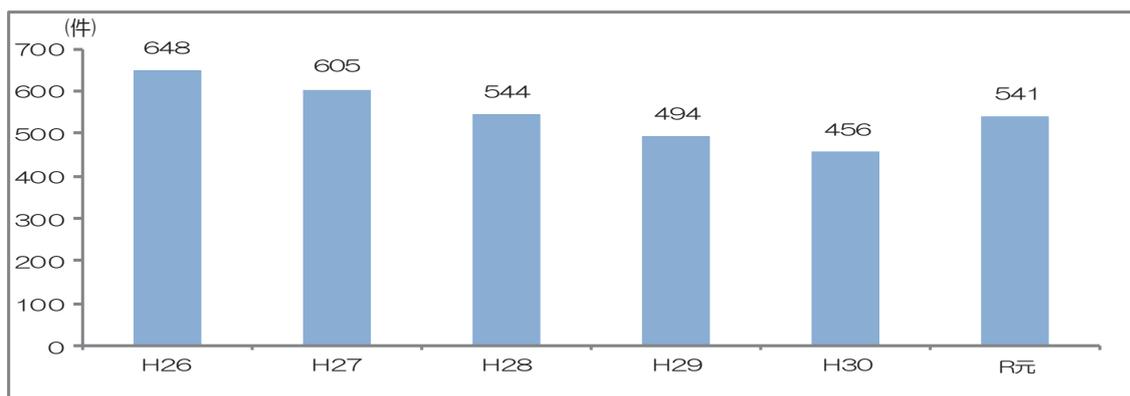
図 2 1 個別プラン実施及び家庭引き取り状況



(イ) 家族支援評価実施状況

乳児院、児童養護施設入所中の児童については、一定の入所期間、一定の年齢時に評価シートを作成することになっている。

図 2 2 家族支援評価実施件数



(4) 児童精神科医の診察等の状況

虐待を受けた児童及び虐待を行った保護者等の診察・治療並びに職員への助言指導等を行うため、中央児童相談所と越谷児童相談所に児童精神科医が配置され、計 1,024 件の診察等を行った。

なお、中央児童相談所の児童精神科医は定期的に県内の児童相談所を巡回して業務を行っている。また、平成 21 年度から被虐待児童及び虐待を行った保護者に対して、服薬処方を行っている。

当該児童や保護者の精神科受診への抵抗感を和らげた上で、紹介状等の情報提供により地域医療機関での受診及び継続的な治療への橋渡しを行い、被虐待児の精神的ダメージの回復や虐待の再発予防等を図っている。

図23 形態別診察等の状況

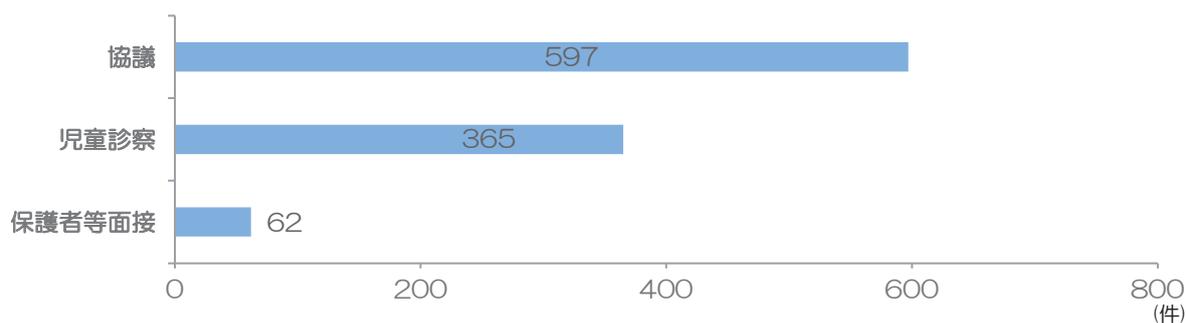
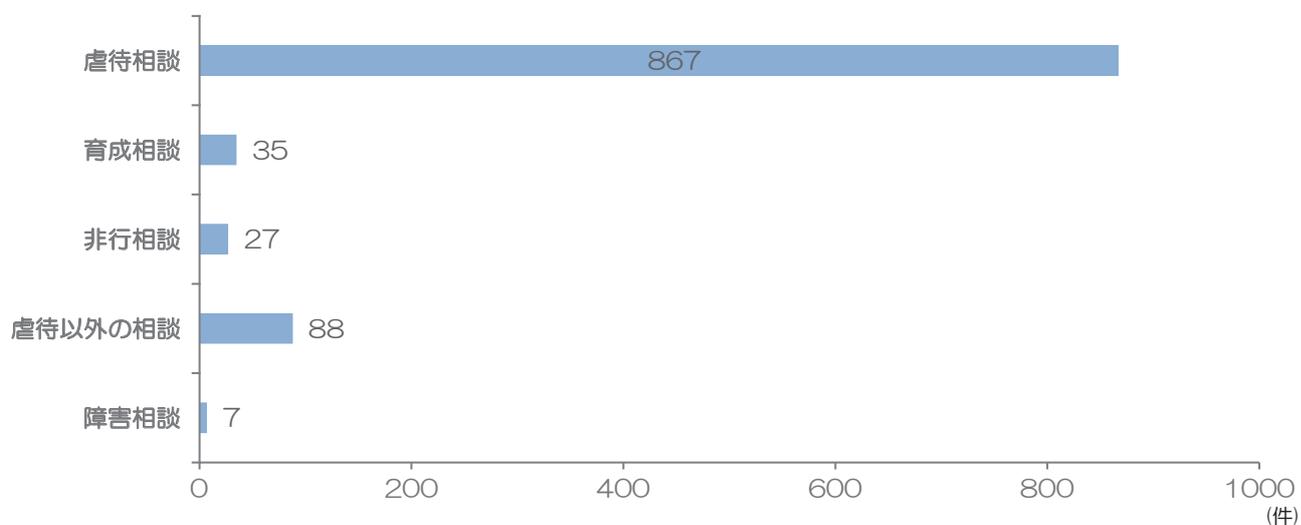


図24 相談内容別診察等の状況



(5) 一時保護の状況（厚労省報告例第47表より）

一時保護は、児童虐待や親の疾病などの際、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するアセスメントが必要な場合などに実施する。令和元年度に中央、南、所沢及び越谷児童相談所の一時保護所に一時保護した相談種別・年齢別内訳は、次表のとおりである。

表13 相談・年齢階層別一時保護の状況（一時保護所分）

	養護相談	障害相談	非行相談	育成相談	保健・その他	計
0～5歳	186					186
6～11歳	358	1	8	7		374
12～14歳	263		19	14		296
15歳以上	180		16	2		198
計	987	1	43	23	0	1,054

注）一時保護所の定員数は、中央・南・所沢・越谷 各30名である。

相談種別では、養護相談が全体の93.6%を占め、次いで非行相談の4.1%となっている。全体の割合からすると、養護児童が多くを占めるものの、中には、児童の安全を確保するために、児童相談所が強制介入して保護をした被虐待児童もあり、児童の精神的安定を図る上で、いろいろ

ろな特徴を持つ児童を一つの場所で処遇することの難しさがある。

令和元年度に、警察、児童福祉施設、里親、その他の機関等に委託した一時保護児童の状況は次表のとおりである。

表14 委託保護分（管外児童相談所への委託保護分を含む）

	委 託	委 託 機 関 （年度中の解除数）			
		警 察 等	児 童 福 祉 施 設	里 親	そ の 他
児 童 数	975	7	464	309	195
延 べ 日 数	33,630	7	24,824	4,270	4,529

図25 一時保護所児童の年齢別受付状況（一時保護所分）

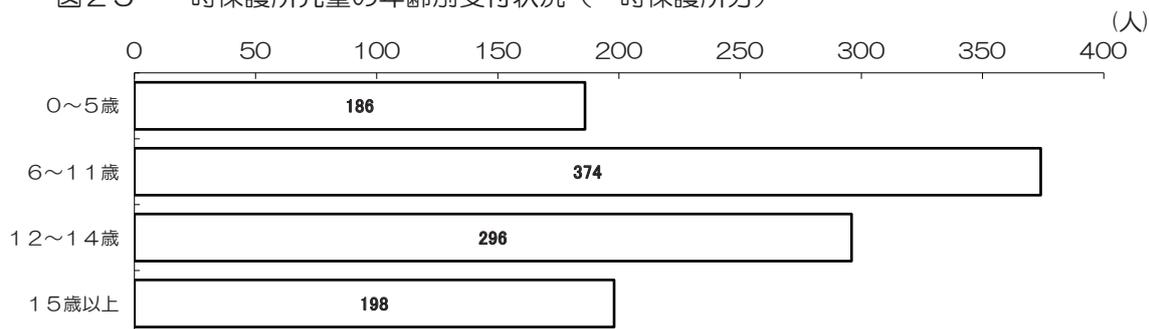


図26 児童相談所別一時保護児童数（一時保護所分）

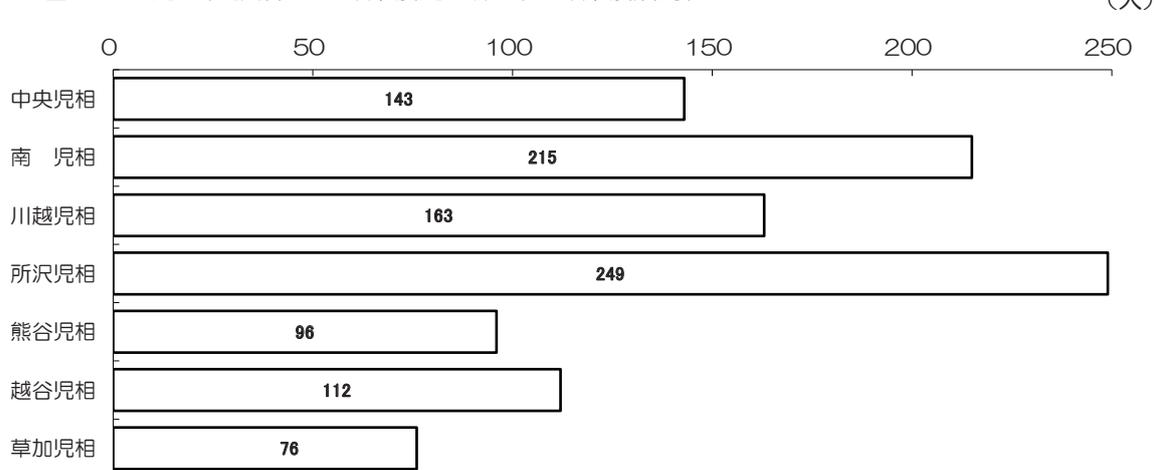


表15 一時保護所 月別平均在籍児童数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
中央児相	27.5	29.2	30.6	30.6	31.2	31.5	30.1	29.1	31.3	30.8	31.3	27.8
南児相	27.0	29.4	27.7	28.1	27.1	30.9	27.2	26.7	28.4	23.6	30.5	27.6
所沢児相	30.4	32.1	32.3	31.2	30.5	29.7	28.1	31.8	31.3	31.9	31.8	30.2
越谷児相	28.5	31.4	31.8	33.5	31.6	32.6	31.9	31.9	30.4	25.1	31.3	32.4

図27 一時保護所退所後の状況

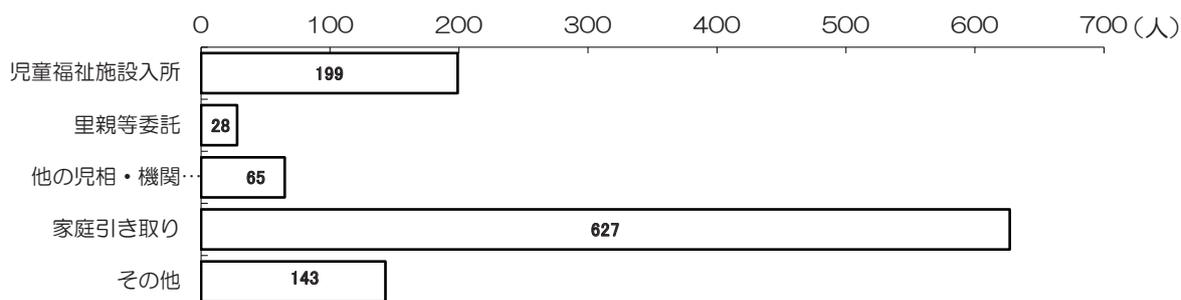


表16 相談内容別一時保護所退所後の状況

	養護相談	心身障害 相 談	非行相談	育成相談	保 健・ そ の 他	計
児童福祉施設入所	181		13	5		199
里 親 等 委 託	27			1		28
他の児相・機関移送	59		6			65
家 庭 引 き 取 り	590		21	16		627
そ の 他	134	2	7			143
計	991	2	47	22	0	1,062

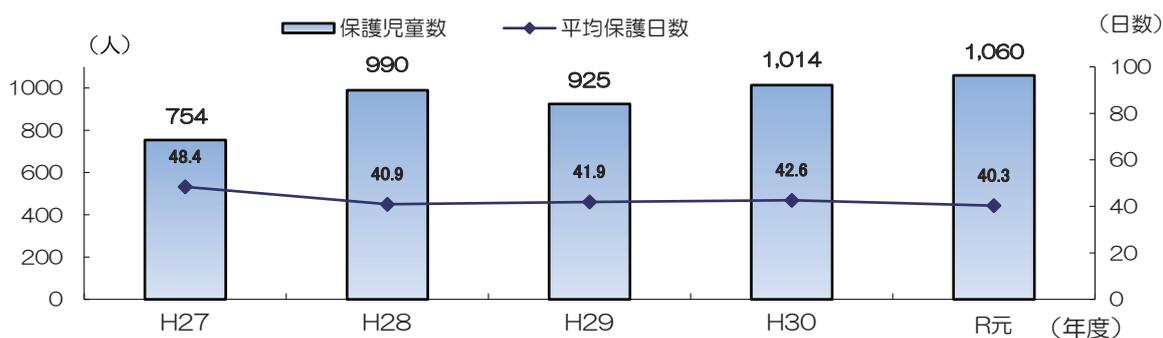
令和元年度中に、一時保護所を退所した児童の数と保護日数等は次表のとおりである。

表17 一時保護所退所児童数と一人当たり平均保護日数

	中央	南	所沢	越谷	合計
A 保護児童数（退所児童数）	269	308	295	188	1,060
B 保護延べ日数	10,583	9,801	11,626	10,701	42,711
C 1日当たり平均児童数(B/365)	29.0	26.9	31.9	29.3	117.0
D 一人当たり平均保護日数(B/A)	39.3	31.8	39.4	56.9	40.3

過去5年間に、児童相談所の一時保護所から退所した児童の数と、退所児童の平均保護日数を図示すると、下図のようになる。

図28 過去5年間の保護児童数と平均保護日数の推移



3 児童福祉施設・里親等の状況

(1) 児童福祉施設

ア 児童福祉施設（障害児施設を除く）の入退所状況（厚労省報告例第50表より）

令和元年度における施設別の在籍状況は次表のとおりである。乳児院、児童養護施設では、この数年の児童虐待相談の急増により、施設利用の機会が増え、そのため、年度の半ばで満床となる施設も出てきている。

表18 児童福祉施設入退所状況

施設	入所児童数	退所児童数	R2年3月末日 現在
乳児院	122	107	161
児童養護施設	178	166	1,093
児童心理治療施設	12	10	44
児童自立支援施設	21	32	36
計	333	315	1,334

イ 障害児施設の入所状況

令和元年度の障害児施設の入所状況は、次表のとおりである。障害児入所施設については、常に満床に近く、新規の入所が難しい状況である。

表19 障害児施設の入所状況

施設	児童数
知的障害児施設	128
肢体不自由児施設	11
重症心身障害児施設	97
その他	5
計	241

注1 数値は、児童福祉施設等在籍状況（速報）の令和2年3月1日現在の数値

2 入所の「その他」は、盲児・ろうあ児施設入所。

ウ 施設退所児童の状況

令和元年度に、乳児院及び児童養護施設を退所した児童は、次表のとおりである。乳児院、児童養護施設からの家庭引き取りは、それぞれ51人（47.2%：退所児童数に占める割合）、63人（38.0%：同）であった。

表20 施設退所児童の状況

	家庭引き取り	児童福祉施設への変更	満年齢	里親委託	就職	その他	計
乳児院	51	33	2	18	0	3	107
児童養護施設	63	8	18	10	34	33	166
計	114	41	20	28	34	36	273

図29 乳児院退所理由の内訳

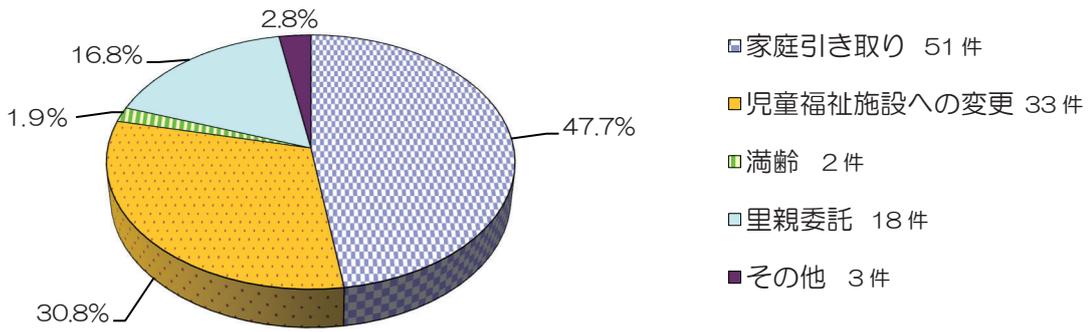
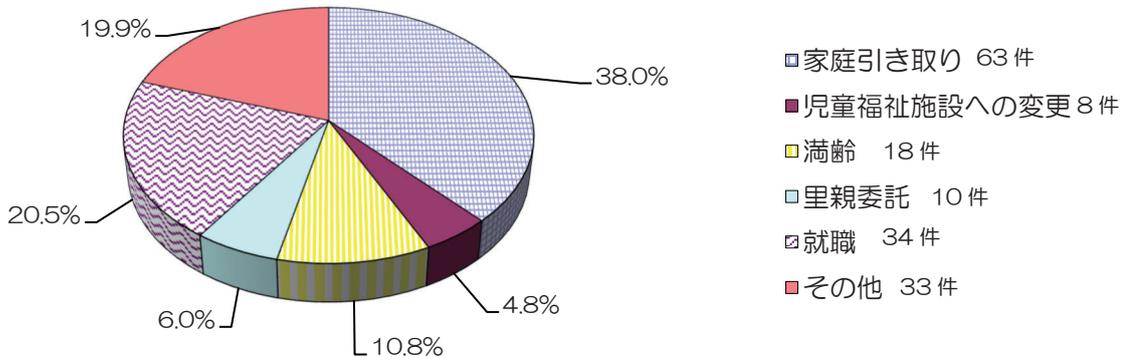


図30 児童養護施設退所理由の内訳



(2) 里親等

ア 里親登録の状況

児童福祉法の改正により、平成21年度から里親の種類が養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組里親に変更された。養育里親として登録するには研修を受講することが義務付けられ、平成21年度は登録取消となった者が増加した。また、平成25年度は、5年ごとの登録更新の年度に当たり、取消者が増加した。さらに、平成29年度から、養子縁組里親について養子縁組里親研修の受講及び5年ごとの登録更新（研修の受講）の実施が義務付けられた。

図31 登録里親数の推移（厚労省報告例第56表より）

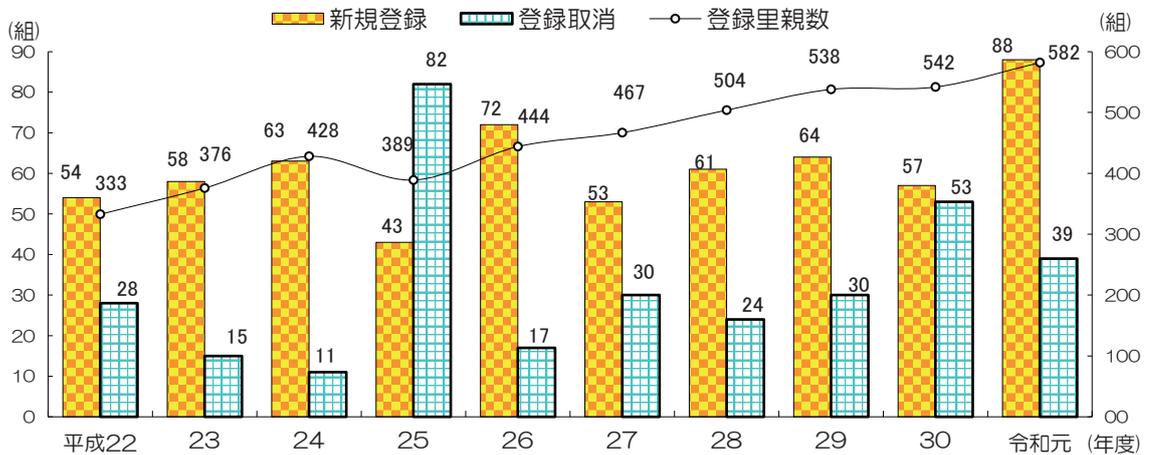


表21 里親の種類別登録数（令和元年度 単位：組）

		前年度末現在	新規（年度中）	取消（年度中）	年度末現在
登録里親数		533	88	39	582
再掲	養育里親数	528	87	38	577
	専門里親数	27	3		30
	親族里親数	2	1		3
	養子縁組里親数	385	72	35	422

イ 委託の状況

令和元年度末の登録里親582組のうち、180組の里親に203人の児童が委託されている。令和元年度中に新たに委託された児童は79人である。内訳を割合で示すと児童福祉施設からの委託が53.2%、家庭からの委託が22.8%である。

図32 委託児童数の推移（各年度末現在）

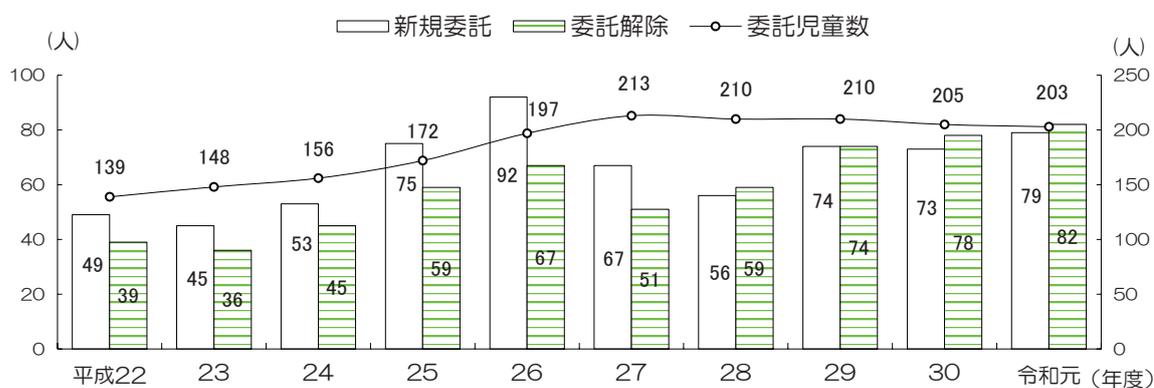
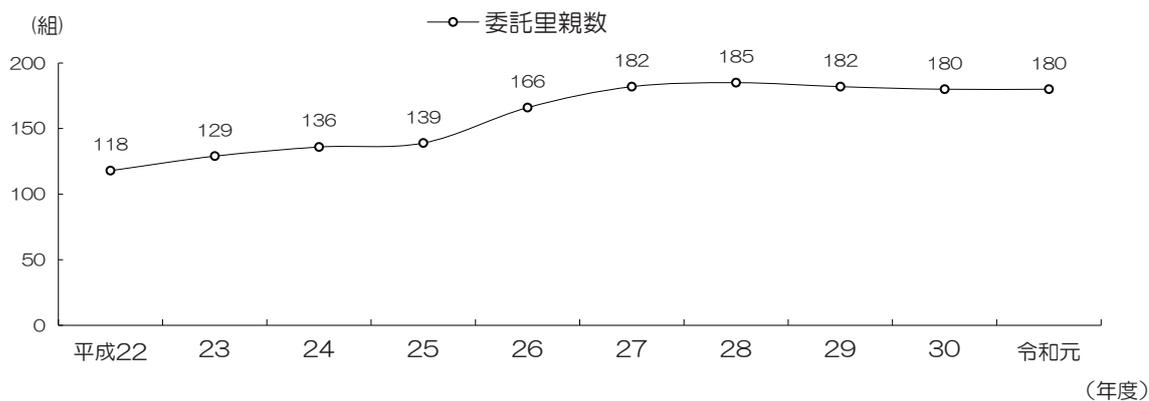


図33 委託里親数の推移（各年度末現在）



ウ ファミリーホーム

ファミリーホーム（小規模住宅型児童養育事業）は、平成21年度に創設された制度で、令和元年度末現在で19か所、84人の児童が委託されている。

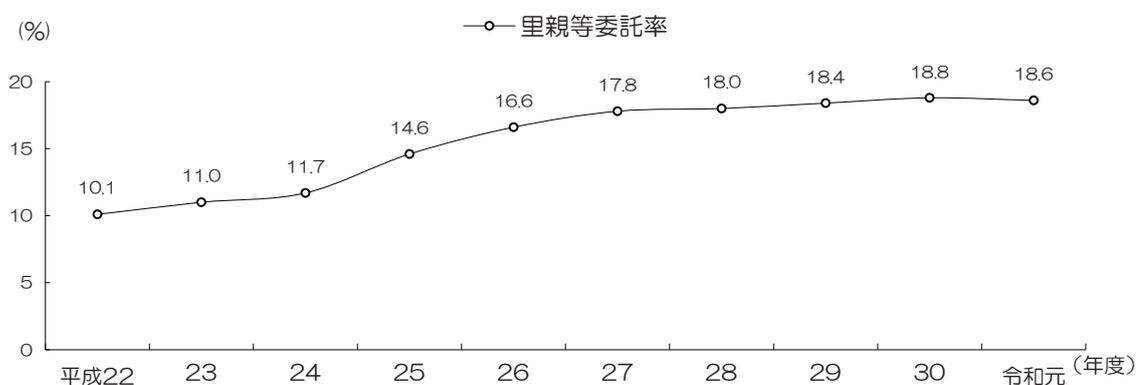
表22 ファミリーホーム数及び委託児童数（各年度末現在）

		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
ホーム数	法人型	4	5	5	5	5	6
	個人型	7	8	10	11	12	13
	計	11	13	15	16	17	19
委託児童数（人）		45	51	64	66	79	84

注1）法人型は設置主体、個人型は経営主体により区分。

注2）ホーム数には、さいたま市内のファミリーホームを含んでいない。

図34 里親等委託率の推移（各年度末現在）



※里親等委託率＝(里親委託＋ファミリーホーム児童数)÷(乳児院・児童養護施設入所及び里親・ファミリーホーム児童数)×100

エ 専門里親

平成14年9月、国の制度改正に伴い、専門里親制度が設けられて以後、令和元年度末で30組が登録しており、委託されている児童は7人である。

オ 委託中の里親への援助・里親会活動

児童を里親に委託した後に、児童福祉司・児童心理司が個別に養育上の相談にに応じているほか、児童相談所と里親会が連携して、次のような支援を行っている。

(ア) 委託直後研修（里親サロン等）

表23 委託直後研修実施状況

児童相談所	事業名	対象里親	回数	延べ参加者数
中央	委託直後研修	委託直後の里親子	9回	68名
	子育てサロン	委託中及び委託解除後の里親子	5回	55名
	思春期サロン	委託中及び委託解除後の里親子	5回	28名
	小計		19回	151名
南	年少児サロン	委託中及び委託解除後の里親子	10回	76名
	年長児サロン	小学校高学年以上を委託中の里親	5回	43名
	障害児サロン	障害のある子を委託中の里親	2回	13名
	小計		17回	132名
川越	委託直後研修会	委託後2年未満の里親子	10回	134名
	思春期サロン	小学5年生以上を受託している里親	6回	28名
	小計		16回	162名
所沢	里親委託直後サロン	委託直後の里親子	10回	56名
	里親年長児サロン	小学校高学年以上の委託中里親	5回	51名
	小計		15回	107名
熊谷	委託直後研修（ひよこクラブ）	委託後2年未満の里親子	11回	73名
	小計		11回	73名
越谷 ・ 草加	委託直後研修	委託後1年未満の里親子	11回	73名
	里親サロン	委託中及び委託解除後の里親子	2回	28名
	里親短期サロン	委託中及び未委託の里親	1回	31名
	小計		14回	132名

(イ) 地域里親会による活動（里親同士の情報交換、親睦）

表24 地域里親会活動実施状況

支部名	事業内容	回数・参加数
中央 ゆずりは会	ゆずりはファミリー旅行（秩父・長瀬方面）	51名
	スポーツ交流会（ボウリング・昼食会）	66名
南 はなみずき会	はなみずきファミリー旅行（群馬県片品村方面）	49名
	クリスマス会	64名
	里父の会	20名
	里母の会	中止
川越 はつかり会	夏季レクリエーション（長野方面）	19名
	秋季レクリエーション（こども動物自然公園）	35名
	新年会（ボウリング）	26名
	春季レクリエーション（ボウリング）	中止
	支部会報誌「会報はつかり会」の発行	年1回
所沢 里親会	ファミリーレクリエーション旅行（新潟県湯沢方面）	75名
	入学・卒業お祝い会	中止
熊谷 やまなみ会	会報「やまなみ」第57号発行	年1回発行
	里母の会	24名
	中高生の集い	8名

熊谷 やまなみ会 (続き)	里親里子親子交流事業(日光方面)	38名
	里親サロン(先輩里親体験談ほか)	計4回66名
	地区会(川遊び、情報交換、みかん狩り)	計3回88名
	入進学・卒業を祝う会	24名
越谷 さくらんぼの会	さくらんぼの会ファミリーレク	69名
	秋の交流会(ボウリング大会)	44名
	さくらんぼサロン	年3回
	情報誌「かけはし」第19号の発行	年1回
	新入学・就職激励事業	8名

(ウ) 里親等委託調整員による支援

平成21年度から国の里親委託推進事業実施要綱に基づき、里親委託の推進や委託里親の支援を目的として、里親委託等推進員が各児童相談所に配置され、平成30年度からは里親等委託調整員と名称が変更された。各所の里親委託等推進委員会が実施する事業の企画、実施の補助や関係機関との連絡調整のほか、里親に対する養育相談、委託児童の養育状況の把握、未委託里親の状況把握、里親サロンの実施等を行った。

カ 研修の状況

里親制度の改正により、平成29年度から養育里親・養子縁組里親になることを希望する者は、里親研修(「基礎研修」及び「登録前研修」)を里親登録前に受講することが必要となった。

(ア) 里親(基礎)研修

新たに養育里親・養子縁組里親になることを希望する者(里親申請書の提出前に受講する)に対し、令和元年度は講義研修を6回、養育実習(施設見学実習)を8回開催した。

【研修内容】 ○講義研修(1日間)

・里親養育論、児童福祉論 ・先輩里親の体験談・グループ討議など

○養育実習(施設見学)(1日間)

(イ) 里親(登録前)研修

新たに養育里親・養子縁組里親になることを希望する者のうち、基礎研修を修了し里親申請書を提出した者を対象に実施した。

令和元年度は講義研修を4回開催したほか、養育実習を実施した。

【研修内容】 ○講義研修(2日間)

・里親養育論、里親養育援助技術 ・発達心理学、小児医学

・里親会活動、先輩里親の体験談・グループ討議など

○養育実習(2日間)

(ウ) 里親(更新)研修

養育里親・養子縁組里親名簿の登録の有効期間は5年間とされ、登録を更新しようとする里親を対象に、令和元年度は、講義研修を3回、養育実習を3回開催した。

【研修内容】 ○講義研修(1日間)

・児童福祉制度論、発達心理学、里親養育演習

○養育実習(施設見学)(1日間)

(工) 各児相による研修

児 相	研修内容・講師	開催日	参加者数
中 央	新規登録里親研修会（5回実施） 里親委託の現状について 児童相談所職員 里親登録後の流れと支援について 児童相談所職員 中央ゆずりは会と地区会について 管内里親 先輩里親を交えての懇談	4月 6日 8月31日 11月 2日 12月14日 2月29日	5名 11名 10名 9名 7名
	里親研修会（第1回） 「子どもの性に向き合うか ～幼児期から思春期までの性の問題を考える～」 さめじまボンディングクリニック看護副師長 吉田 知重子 氏	5月18日	17名
	里親研修会（第2回） 「子どもの傷つきについて考える ～トラウマ体験とその影響について理解する～」 さめじまボンディングクリニック看護副師長 吉田 知重子 氏	11月16日	48名
	里親入門講座 久喜市中央公民館 里親制度の概要 児童相談所職員 里親の養育体験談 管内里親 児童福祉施設の子ども達 児童福祉施設職員	11月30日	22名
南	里親研修会（第1回） 参加者近況報告会 講演「子どものところに寄り添う養育」 埼玉県発達障害総合支援センター 地域支援担当課長 山田 裕子 氏	5月19日	61名
	里親入門講座（第1回）蕨市会場 里親制度の概要 児童相談所職員 里親養育体験談 管内里親2名	6月23日	25名
	里親入門講座（第2回）川口市会場 里親制度の概要 児童相談所職員 里親養育体験談 管内里親2名	10月20日	24名
	里親研修会（第2回） 養育体験談 所沢里親会K里親 講演「里親家庭で育つ発達障がい児の養育へのアドバイス」 精神科医 柴田 勲 氏	2月16日	31名
川 越	川越はつかり会総会后研修会	5月11日	31名

川越 (続き)	里親入門講座（第1回） ウェスタ川越 里親制度の概要 里親養育体験談 管内里親2名	7月28日	53名
	委託・未委託里親研修会 講演「養子縁組制度について」 松本法律事務所 松本 弥生 弁護士 交流会	11月26日	51名
	里親入門講座（第2回） ふじみ野市立産業文化センター 里親制度の概要 里親養育体験談 管内里親2名	3月15日	中止
所 沢	里親研修会（第1回） 「スマホ・ネットの使い方について」 NPO法人企業教育研究会 関谷 紳吾 氏	5月18日	54名
	里親入門講座（第1回）和光会場 里親制度について 里親支援専門相談員の話 里親体験談（養親里親、養子縁組里親）	11月16日	32名
	里親研修会（第2回） 「代替制度としての里親制度 ～開かれた里親・社会的ビジョンの実現へ～」 日本子ども虐待防止学会理事長 奥山 眞紀子 氏	2月21日	62名
熊 谷	里親研修会（第1回） 「里親と子どものための法律知識 特別養子縁組などについて」 独協地域とこども法律事務所 弁護士 久能 由莉子 氏	5月21日	35名
	里親入門講座（第1回） 熊谷児童相談所 里親制度について 児童相談所職員 施設の子どもたちについて 里親支援専門相談員1名 里親養育体験談 管内里親1名	6月9日	39名
	里親入門講座（第2回） 行田市男女共同参画センターVIVA ぎょうだ 里親制度について 児童相談所職員 施設の子どもたちについて 里親支援専門相談員1名 里親養育体験談 管内里親1名	12月15日	16名
	人権学習会 熊谷児童相談所 「子どもの傷つきについて考える」 (医) きずな会 さめじまボンディングクリニック 看護部副師長 吉田 知重子 氏 看護師 大谷氏、長谷川氏	12月22日	11名
	里親研修会（第2回） 熊谷児童相談所 「子どもの心とアタッチメント（愛着）」 精神科医 田村毅研究室 田村 毅 氏	2月23日	50名

越谷 ・ 草加 (共催)	委託・未委託里親研修	5月11日	19名
	里親入門講座(第1回)越谷児童相談所 里親制度の説明 児童相談所職員 里親による養育体験発表 管内里親2名	7月6日	20名
	里親入門講座(第2回)春日部市会場 里親制度の説明 児童相談所職員 里親による養育体験発表 管内里親1名 里親支援専門相談員の話	9月28日	14名
	里親入門講座(第3回)草加市会場 里親制度の説明 児童相談所職員 里親による養育体験発表 管内里親1名 里親支援専門相談員の話	1月18日	37名

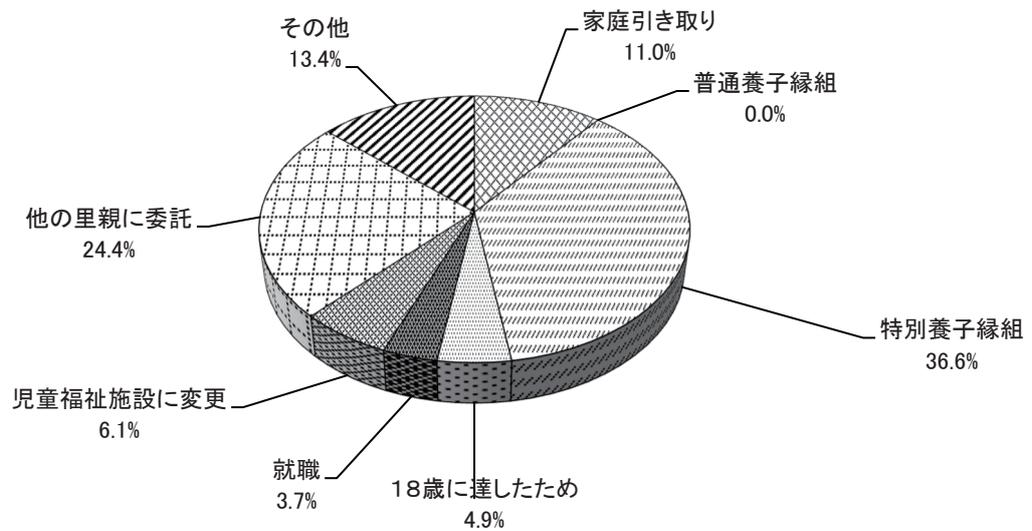
キ 委託解除の状況（厚労省報告例第57表より）

令和元年度の里親委託解除（措置の変更を含む）の件数は82件であった。その内訳は次表のとおりである。

表25 委託解除の状況

家庭引き取り	9件	11.0%
普通養子縁組	0件	0%
特別養子縁組	30件	36.6%
18歳に達したため	4件	4.9%
就 職	3件	3.7%
児童福祉施設に変更	5件	6.1%
他の里親に委託	20件	24.4%
そ の 他	11件	13.4%
合 計	82件	100%

図35 委託解除の理由



第 3 部

資 料

1 相談件数等の推移

(1) 最近10年間の推移

ア 人口、世帯数、相談件数の推移

(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
県人口 (人) *1)	7,263,549	7,271,921	7,275,830	7,288,772	7,304,817	7,323,360	7,343,733	7,362,941	7,377,199	7,389,961
世帯数 (世帯) *2)	3,024,207	3,053,076	3,049,411	3,084,836	3,124,142	3,167,683	3,212,325	3,259,326	3,305,884	3,353,947
児童人口 (人) *3)	1,182,505	1,175,298	1,164,563	1,157,661	1,149,303	1,142,134	1,134,141	1,124,917	1,112,555	1,098,582
相談件数 (件)	13,155	14,221	13,976	14,778	16,009	18,046	22,298	24,244	27,735	30,336
児童人口1,000人当たりの相談件数 (件)	13.5	14.7	14.6	15.6	17.0	19.3	24.1	26.4	30.7	34.0

注) 1 児童人口は18歳未満の人口。

2 *1)～*3)はさいたま市を含む各年度の1月1日現在の人口 (県統計課「町(丁)字別人口調査」)。

3 相談件数及び児童人口1,000人当たりの相談件数は、さいたま市を除く県の7児童相談所における管内児童人口と受理相談件数を基にしている。

イ 相談内容別受付数の推移

(単位：件)

相談内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
養護相談	5,018	5,815	5,923	6,734	8,004	9,469	12,542	13,946	16,294	18,219
保健相談	37	42	39	45	59	42	47	30	36	45
障害相談	5,398	5,522	5,236	5,143	5,330	5,872	6,480	6,156	6,593	6,564
肢体不自由相談	153	124	65	31	28	46	25	27	29	15
視聴覚障害相談	19	17	2	3	0	2	2	1	0	0
言語発達障害等相談	41	43	53	49	38	37	28	10	9	9
重症心身障害相談	91	101	77	49	49	88	63	65	99	73
知的障害相談	5,062	5,199	4,992	4,950	5,093	5,555	6,197	5,907	6,339	6,356
発達障害相談	32	38	47	61	122	144	165	146	117	111
非行相談	976	971	949	911	754	666	635	492	496	420
＜犯行為等相談	474	438	440	477	389	384	399	316	339	274
触法行為等相談	502	533	509	434	365	282	236	176	157	146
育成相談	1,238	1,258	1,221	1,277	1,249	1,344	1,346	1,393	1,357	1,468
性格行動相談	828	835	822	827	793	813	792	825	773	707
不登校相談	215	224	211	217	198	254	275	282	221	280
適性相談	20	15	13	15	15	3	8	12	8	7
育児・しつけ相談	175	184	175	218	243	274	271	274	355	474
その他の相談	488	613	608	668	613	653	1,248	2,227	2,959	3,620
計	13,155	14,221	13,976	14,778	16,009	18,046	22,298	24,244	27,735	30,336

ウ 経路別受付件数の推移

(単位：件)

受付経路	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
都道府県・市町村	4,661	4,715	4,785	5,018	5,143	5,706	6,298	6,356	6,812	7,124
福祉事務所	3,543	3,611	4,042	4,197	4,307	4,724	5,171	5,072	5,424	5,522
児童委員	15	10	10	9	5	11	9	13	11	26
市町村等	1,103	1,094	733	812	831	971	1,118	1,271	1,377	1,576
児童福祉施設・里親等	158	155	105	119	94	107	126	110	169	163
児童福祉施設・保育所	131	106	96	105	90	103	114	100	160	151
里親	24	41	4	11	1	2	5	3	4	6
児童家庭支援センター	3	8	5	3	3	2	7	7	5	6
警察等	1,069	1,893	2,112	2,463	3,535	4,126	7,174	9,453	11,131	12,599
家庭裁判所	120	107	116	114	104	96	96	107	81	119
学校・教育委員会等	460	431	366	402	493	666	756	662	881	1,109
学校・幼稚園	441	422	354	372	465	626	717	630	836	1,056
教育委員会等	19	9	12	30	28	40	39	32	45	53
保健所・医療機関	167	187	226	237	227	311	330	329	339	376
保健所	15	22	20	18	17	18	12	13	12	18
医療機関	152	165	206	219	210	293	318	316	327	358
家族・親戚	5,228	5,281	4,833	4,898	4,716	5,046	5,418	5,314	5,783	5,884
児童本人	133	137	143	138	119	140	149	133	176	177
児童委員(通告の仲介を含む)	6	5	8	18	10	9	11	12	14	10
近隣・知人	907	1,019	951	1,043	1,226	1,343	1,395	1,284	1,742	2,175
その他	246	291	331	328	342	496	545	484	607	600
計	13,155	14,221	13,976	14,778	16,009	18,046	22,298	24,244	27,735	30,336

2 統計（福祉行政報告例）

全児童相談所

(1) 経路別受付状況

	(単位：件)																					
											(再掲)											
	福祉事務所	児童委員	その他	児童福祉施設等	児童家庭支援I	警察等	家庭裁判所	保健所	医療機関	学校等	里親	児童委員を含む(通告)	家族・親戚	隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談	
男	3,532	21	833	81	4	6,707	81	9	191	488	30	2	5	3,539	1,210	80	380	17,193	62	62	0	5,253
女	1,990	5	743	70	2	5,892	38	9	167	568	23	4	5	2,345	965	97	220	13,143	62	76	1	4,452
計	5,522	26	1,576	151	6	12,599	119	18	358	1,056	53	6	10	5,884	2,175	177	600	30,336	124	138	1	9,705
構成比%	18.2%	0.1%	5.2%	0.5%	0.0%	41.5%	0.4%	0.1%	1.2%	3.5%	0.2%	0.0%	0.0%	19.4%	7.2%	0.6%	2.0%	100.0%				

(2) 相談内容、年齢別受付状況(全児相)

(単位：件)

	養護相談		保健相談		障害相談	障害					非行相談			育成相談				その他の相談		計	
	児童虐待相談	その他の相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談		言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	非行相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	育成相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	その他の相談			
0歳	1,274	898	376	4	8	1	0	0	1	6	0	0	0	0	0	24	1	0	23	247	1,557
1歳	1,223	953	270	0	95	1	0	0	6	86	2	0	0	0	0	35	0	0	35	225	1,578
2歳	1,240	969	271	2	229	1	0	1	5	217	5	0	0	2	0	56	3	2	51	238	1,765
3歳	1,224	988	236	0	519	0	0	1	9	500	9	0	0	0	0	49	8	0	41	263	2,055
4歳	1,102	891	211	1	437	1	0	1	9	415	11	0	0	0	0	59	13	0	46	243	1,842
5歳	1,056	882	174	1	566	1	0	1	8	552	4	0	0	0	0	61	19	3	39	222	1,906
6歳	1,031	849	182	0	320	0	0	1	5	310	4	1	0	0	0	63	28	4	31	217	1,632
7歳	999	801	198	2	460	2	0	1	2	448	7	4	3	1	103	65	11	1	26	181	1,749
8歳	1,042	846	196	1	492	0	0	2	3	476	11	9	6	3	62	32	6	0	24	216	1,822
9歳	924	757	167	2	182	0	0	1	3	158	20	20	8	12	94	53	19	1	21	180	1,402
10歳	982	807	175	0	196	2	0	0	5	181	8	23	7	16	100	51	23	1	25	170	1,471
11歳	974	768	206	1	325	2	0	0	2	318	3	34	21	13	99	51	25	1	22	181	1,614
12歳	1,004	780	224	6	409	0	0	0	2	401	6	52	26	26	151	79	50	0	22	162	1,784
13歳	965	735	230	4	462	1	0	0	2	455	4	84	41	43	153	85	53	0	15	191	1,859
14歳	804	596	208	4	315	1	0	0	1	306	7	41	32	9	119	68	33	1	17	143	1,426
15歳	818	617	201	4	217	0	0	0	1	213	3	56	50	6	104	60	23	2	19	157	1,356
16歳	707	495	212	1	285	0	0	0	3	280	2	44	37	7	65	44	14	0	7	141	1,243
17歳	594	446	148	9	719	2	0	0	4	708	5	41	33	8	50	34	8	0	8	131	1,544
18歳以上	256	85	171	3	328	0	0	0	2	326	0	10	8	2	21	13	6	0	2	112	730
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
計	18,219	14,163	4,056	45	6,564	15	0	9	73	6,356	111	420	274	146	1,468	707	280	7	474	3,620	30,336
構成比%	60.1%	46.7%	13.4%	0.1%	21.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	21.0%	0.4%	1.4%	0.9%	0.5%	4.8%	2.3%	0.9%	0.0%	1.6%	11.9%	100.0%

(3) 相談内容別援助状況(全児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童・家庭支援委託	市委 即時 村・指 導致	福祉 社・事 務通 所	訓 戒・ 誓 約	児童福祉施設		指 定 療 養 機 関 支 援 託	里 親 委 託	法 第 2 7 条 第 1 項 裁 決 致	障 害 児 施 設 契 約	そ の 他	計
	助 言 指 導	継 続 指 導	他 あ つ せ 関 与							入 所	通 所						
養護相談	15,701	100	316	316	0	1	593	16	0	0	244	0	45	0	1	705	18,038
児童虐待相談	12,527	65	239	274	0	1	583	3	0	0	131	0	12	0	1	282	14,118
その他の相談	3,174	35	77	42	0	0	10	13	0	0	113	0	33	0	0	423	3,920
保健相談	41	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44
障害相談	5,274	76	4	0	0	0	0	124	0	0	7	0	0	0	74	1,127	6,686
肢体不自由相談	1	13	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	13	2	31
視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等相談	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
重症心身障害相談	8	55	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	55	2	122
知的障害相談	5,155	6	1	0	0	0	0	121	0	0	4	0	0	0	6	1,118	6,411
発達障害相談	101	2	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	5	113
非行相談	342	9	15	5	0	0	0	0	0	0	10	0	0	7	0	27	415
く犯行為等相談	226	6	9	2	0	0	0	0	0	0	7	0	0	3	0	15	268
触法行為等相談	116	3	6	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	4	0	12	147
育成相談	1,366	25	7	7	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	72	1,483
性格行動相談	658	18	3	6	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	31	722
不登校相談	259	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	281
適性相談	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
育児・しつけ相談	443	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	474
その他の相談	982	1	36	2	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	2,595	3,620
計	23,706	212	380	330	0	1	593	144	0	0	266	0	45	7	75	4,526	30,286
構成比%	78.3%	0.7%	1.3%	1.1%	0.0%	0.0%	2.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	14.9%	100.0%

(4) 養護相談の理由別処理状況(全児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	3	0	1	28	131	57	24	244
里親委託	0	1	1	10	12	9	12	45
面接指導	36	17	25	240	12,831	2,225	743	16,117
その他	11	1	2	21	1,144	216	237	1,632
計	50	19	29	299	14,118	2,507	1,016	18,038

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	676	132	1,770	60	619	20	1	177	82	9,118	721	742	14,118

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	5,717	682	6,754	60	905	14,118

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等によるもの		
0～3歳未満	282	5	2,090	995	377	2,754
3～学齢前児童	654	22	2,318	1,068	657	3,651
小学生	1,164	37	2,802	1,324	768	4,771
中学生	628	36	1,033	474	239	1,936
高校生・その他	339	22	527	234	118	1,006
計	3,067	122	8,770	4,095	2,159	14,118

(工) 児童虐待防止法関係

(単位：件)

	安全確認	出頭要求	立入調査	臨検・捜索	援助要請	親権停止審判
件数	14,109	0	0	0	5	1

ウ 親権・後見人関係

(単位：件)

	管理権喪失審判の請求	親権喪失審判取消しの請求	親権停止審判取消しの請求	管理権喪失審判取消しの請求	後見人選任の請求	後見人解任の請求
請求件数	0	0	0	0	6	2
承認件数	0	0	0	0	4	0

(5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(全児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の職員
児童	25,389	2,555	563	272	3,671	738	611	425	2,659	0	206	688	4,000	263
(再掲)児童虐待	16,981	586	239	170	430	36	386	193	1,697	0	149	472	2,951	173
保護者	103,409	54	12	15	0	0	0	0	21,210	0	18	859	15,005	355
(再掲)児童虐待	72,760	35	8	13	0	0	0	0	4,661	0	11	602	10,577	274
その他	215,797	95	14	50	0	0	0	0	13,618	0	18	878	27,817	532
(再掲)児童虐待	141,362	54	4	28	0	0	0	0	6,881	0	13	621	20,563	159
計	344,595	2,704	589	337	3,671	738	611	425	37,487	0	242	2,425	46,822	1,150
(再掲)児童虐待	231,103	675	251	211	430	36	386	193	13,239	0	173	1,695	34,091	606

(6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況(単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	312	124,297
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	69
里親	25	19,290

中央児童相談所

(1) 経路別受付状況 (単位：件)

	都道府県・市町村			保健所等						学校等		(再編)									
	福祉事務所	児童委員	その他	児童福祉施設等	児童家庭支援！	警察等	家庭裁判所	保健所	医療機関	学校	教育委員会等	里親	児童委員(含む通告)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談
男	430	13	100	12	0	771	7	2	26	83	3	0	500	114	8	40	2,109	10	8	0	531
女	259	2	109	7	0	611	5	0	24	109	6	1	334	126	10	35	1,641	8	17	0	447
計	689	15	209	19	0	1,382	12	2	50	192	9	1	834	240	18	75	3,750	18	25	0	978
構成比%	18.4%	0.4%	5.6%	0.5%	0.0%	36.9%	0.3%	0.1%	1.3%	5.1%	0.2%	0.0%	22.2%	6.4%	0.5%	2.0%	100.0%				

(2) 相談内容、年齢別受付状況(中央児相)

(単位：件)

	養護相談		児童虐待相談		その他の相談		保健相談		障害相談						非行相談						育成相談				その他の相談		計		
	養護相談	児童虐待相談	その他の相談	保健相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	非行相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	育成相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	その他の相談										
0歳	166	112	54	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	18	190
1歳	147	109	38	0	10	0	0	0	9	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	11	171
2歳	150	114	36	1	31	0	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	9	1	0	0	0	0	0	0	8	0	0	20	211
3歳	161	133	28	0	85	0	1	76	3	0	0	0	0	0	0	0	6	1	0	0	0	0	0	0	5	0	0	25	277
4歳	130	97	33	0	64	0	0	57	5	0	0	0	0	0	0	0	11	2	0	0	0	0	0	0	9	0	0	23	228
5歳	140	115	25	0	56	0	0	55	1	0	0	0	0	0	0	0	10	3	0	0	0	0	0	0	7	0	0	15	221
6歳	144	113	31	0	43	0	0	40	2	1	1	0	0	8	5	1	0	2	11	0	2	1	0	0	2	0	0	11	207
7歳	143	119	24	1	60	1	0	58	1	0	0	0	0	13	7	3	0	3	9	0	0	0	0	0	3	0	0	9	226
8歳	139	106	33	0	59	0	0	52	6	1	1	0	0	5	2	1	0	2	14	0	2	1	0	0	2	0	0	14	218
9歳	105	86	19	0	25	0	0	24	1	5	3	2	0	7	4	1	0	2	11	0	2	1	0	0	2	0	0	11	153
10歳	145	112	33	0	24	0	0	22	1	2	1	1	0	18	6	5	1	6	12	0	6	5	1	0	6	0	0	12	201
11歳	141	108	33	0	27	0	0	26	1	4	2	2	0	14	3	8	0	3	13	0	3	8	0	0	3	0	0	13	199
12歳	124	99	25	0	54	0	0	53	1	8	3	5	0	20	6	12	0	2	13	0	2	12	0	0	2	0	0	13	219
13歳	133	109	24	2	60	0	0	58	2	10	6	4	0	24	13	9	0	2	12	0	2	9	0	0	2	0	0	12	241
14歳	99	68	31	1	31	0	0	30	0	7	3	4	0	16	9	6	0	1	9	0	1	6	0	0	1	0	0	9	163
15歳	105	77	28	2	24	0	0	22	2	8	8	0	0	15	6	6	1	2	11	0	2	6	1	0	2	0	0	11	165
16歳	113	70	43	0	47	0	0	47	0	5	4	1	0	6	6	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	182
17歳	75	58	17	2	66	0	0	65	1	4	4	0	0	11	6	2	0	3	7	0	3	2	0	0	3	0	0	7	165
18歳以上	37	14	23	1	55	0	0	55	0	2	2	0	0	5	4	1	0	0	13	0	0	1	0	0	0	0	0	13	113
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2,397	1,819	578	10	822	1	0	779	28	57	38	19	206	84	55	2	65	258	3,750										
構成比%	63.9%	48.5%	15.4%	0.3%	21.9%	0.0%	0.0%	20.8%	0.7%	1.5%	1.0%	0.5%	5.5%	2.2%	1.5%	0.1%	1.7%	6.9%	100.0%										

(3) 相談内容別援助状況(中央児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童・家庭指導委託	市委 即時 村・指 導致	福祉 社・事 務通 所	訓 戒・誓 約	児童福祉施設		指 定 発 達 支 援 委 託	里 親 委 託	法 第 2 7 条 第 1 項 裁 決 致	障 害 児 施 設 契 約	そ の 他	計
	助 言 指 導	継 続 指 導	他 あ つ せ 関 与							入 所	通 所						
養護相談	2,142	23	47	42	0	0	10	0	0	0	46	0	1	0	0	59	2,370
児童虐待相談	1,676	19	32	37	0	0	10	0	0	22	0	0	0	0	0	19	1,815
その他の相談	466	4	15	5	0	0	0	0	0	24	0	0	1	0	0	40	555
保健相談	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
障害相談	687	7	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	7	134	837
肢体不自由相談	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等相談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
重症心身障害相談	1	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	8
知的障害相談	659	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	132	797
発達障害相談	25	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	28
非行相談	54	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	62
く犯行為等相談	39	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	41
触法行為等相談	15	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	21
育成相談	203	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	212
性格行動相談	85	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	90
不登校相談	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	55
適性相談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
育児・しつけ相談	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	65
その他の相談	113	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	142	258
計	3,209	37	50	44	0	0	10	0	0	47	0	0	1	1	7	343	3,749
構成比%	85.6%	1.0%	1.3%	1.2%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	9.1%	100.0%

(4) 養護相談の理由別処理状況(中央児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	0	0	9	22	12	3	46
里親委託	0	1	0	0	0	0	0	1
面接指導	4	5	5	27	1,727	348	96	2,212
その他	0	0	1	2	66	22	20	111
計	4	6	6	38	1,815	382	119	2,370

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣 知人	児童本人	福祉 事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	88	14	205	2	81	11	0	24	15	1,130	139	106	1,815

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	699	100	843	9	164	1,815

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等 によるもの		
0～3歳未満	46	1	239	117	40	326
3～学齢前児童	96	3	280	129	80	459
小学生	159	5	347	163	117	628
中学生	81	4	126	46	55	266
高校生・その他	52	4	61	20	19	136
計	434	17	1,053	475	311	1,815

(5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(中央児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の職員
児童	3,643	501	220	62	511	105	121	48	745	0	64	145	631	110
(再掲)児童虐待	2,480	167	90	51	73	7	80	26	443	0	47	110	449	68
保護者	12,866	2	1	0	0	0	0	0	2,736	0	2	102	2,365	194
(再掲)児童虐待	8,534	2	1	0	0	0	0	0	519	0	2	66	1,522	157
その他	28,535	11	4	8	0	0	0	0	1,892	0	2	172	4,697	68
(再掲)児童虐待	19,312	8	3	5	0	0	0	0	957	0	2	130	3,548	10
計	45,044	514	225	70	511	105	121	48	5,373	0	68	419	7,693	372
(再掲)児童虐待	30,326	177	94	56	73	7	80	26	1,919	0	51	306	5,519	235

(6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況(単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	39	17,014
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	8	3,512

南 児童相談所

(1) 経路別受付状況 (単位：件)

	都道府県・市町村			保健所等				学校等		里親	児童の 中 介 委 員 (含む 通告)	家族・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計	(再掲)		
	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	そ の 他	保 健 所	医 療 機 関	学 校	教 育 委 員 会 等	措 置 変 更	期 間 延 長								巡 回 相 談	電 話 相 談	
男	404	0	128	3	40	118	4	0	483	214	9	46	2,571	8	12	0	590		
女	238	0	103	4	36	104	1	1	341	125	12	22	1,888	6	13	0	444		
計	642	0	231	7	76	222	5	1	824	339	21	68	4,459	14	25	0	1,034		
構成比%	14.4%	0.0%	5.2%	0.2%	1.7%	5.0%	0.1%	0.0%	18.5%	7.6%	0.5%	1.5%	100.0%						

(2) 相談内容、年齢別受付状況(南見相)

(単位：件)

	養護相談		保健相談		障害相談	障害					非行相談			育成相談				その他の相談	計		
	児童虐待相談	その他の相談	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	犯行等相談	触法行為等相談	育成相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談			育児・しつけ相談	
〇歳	236	144	92	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	9	251
1歳	234	177	57	0	14	0	0	0	1	13	0	0	0	0	0	0	3	0	0	16	267
2歳	233	178	55	0	35	0	0	0	1	34	0	0	0	1	1	0	13	1	0	15	296
3歳	213	160	53	0	72	0	0	0	0	72	0	0	0	0	0	0	9	1	0	12	306
4歳	199	164	35	0	73	0	0	0	0	72	1	0	0	2	0	0	14	2	0	18	304
5歳	185	148	37	0	69	0	0	4	65	0	0	0	0	6	0	0	16	6	0	13	283
6歳	187	148	39	0	35	0	0	1	34	0	0	0	0	6	0	0	16	6	0	15	253
7歳	111	84	27	0	48	1	0	0	47	0	0	0	0	9	2	0	16	9	2	9	184
8歳	158	126	32	0	87	0	0	0	86	1	0	0	0	6	0	0	9	6	0	9	263
9歳	173	142	31	0	18	0	0	0	15	3	2	0	2	13	1	0	15	13	1	12	220
10歳	143	108	35	0	18	0	0	2	15	1	9	2	7	10	2	0	13	10	2	1	184
11歳	151	121	30	0	27	0	0	1	26	0	7	4	3	11	3	0	14	11	3	6	205
12歳	179	131	48	1	44	0	0	0	44	0	6	1	5	17	6	0	24	17	6	12	266
13歳	187	127	60	0	65	1	0	0	63	1	18	9	9	17	5	0	22	17	5	11	303
14歳	119	86	33	0	38	0	0	0	37	1	2	0	2	14	10	0	27	14	10	8	194
15歳	141	103	38	2	31	0	0	0	31	0	10	10	0	17	6	0	24	17	6	8	216
16歳	88	61	27	0	29	0	0	1	28	0	9	7	2	7	1	0	8	7	1	10	144
17歳	120	81	39	2	88	0	0	1	87	0	8	8	0	6	4	0	10	6	4	9	237
18歳以上	49	17	32	1	18	0	0	1	17	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	14	83
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3,106	2,306	800	7	810	2	0	13	787	8	71	41	30	144	41	0	258	144	41	207	4,459
構成比%	69.7%	51.7%	17.9%	0.2%	18.2%	0.0%	0.0%	0.3%	17.6%	0.2%	1.6%	0.9%	0.7%	3.2%	0.9%	0.0%	5.8%	3.2%	0.9%	4.6%	100.0%

(3) 相談内容別援助状況(南児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童・家庭指導委託	市委 即時 村・指 導致	福祉 社・事 務通 所	訓 戒・誓 約	児童福祉施設		指 定 発 達 支 援 委 託	里 親 委 託	法 第 2 7 条 第 1 項 裁 決 致	障 害 児 施 設 契 約	そ の 他	計
	助 言 指 導	継 続 指 導	他 あ つ せ 関 与							入 所	通 所						
養護相談	2,841	9	83	37	0	0	6	0	0	0	41	0	5	0	0	120	3,142
児童虐待相談	2,193	1	59	35	0	0	6	0	0	21	0	0	2	0	0	38	2,355
その他の相談	648	8	24	2	0	0	0	0	0	20	0	0	3	0	0	82	787
保健相談	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
障害相談	652	16	0	0	0	0	0	16	0	2	0	0	0	0	15	135	836
肢体不自由相談	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	5
視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障害相談	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	26
知的障害相談	645	0	0	0	0	0	0	16	0	1	0	0	0	0	0	135	797
発達障害相談	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
非行相談	55	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	66
く犯行為等相談	30	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	37
触法行為等相談	25	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	29
育成相談	250	2	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	4	260
性格行動相談	138	1	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	146
不登校相談	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	41
適性相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育児・しつけ相談	72	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73
その他の相談	128	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	210
計	3,932	27	90	38	0	0	6	16	0	46	0	0	5	0	15	346	4,521
構成比%	87.0%	0.6%	2.0%	0.8%	0.0%	0.0%	0.1%	0.4%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	7.7%	100.0%

(4) 養護相談の理由別処理状況(南児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	0	0	3	21	8	9	41
里親委託	0	0	1	0	2	0	2	5
面接指導	9	3	4	42	2,253	383	239	2,933
その他	0	0	0	3	79	31	50	163
計	9	3	5	48	2,355	422	300	3,142

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	70	13	314	11	55	0	0	33	26	1,583	150	100	2,355

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	1,014	112	1,122	7	100	2,355

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等によるもの		
0～3歳未満	39	0	392	147	63	494
3～学齢前児童	121	3	413	148	108	645
小学生	184	4	461	146	100	749
中学生	102	4	180	59	23	309
高校生・その他	50	0	94	31	14	158
計	496	11	1,540	531	308	2,355

(5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(南児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の職員
児童	4,491	343	41	43	349	81	87	86	472	0	18	99	587	7
(再掲)児童虐待	2,606	72	19	7	44	1	60	49	322	0	14	69	361	6
保護者	14,579	13	0	2	0	0	0	0	1,599	0	1	39	1,833	6
(再掲)児童虐待	9,431	11	0	2	0	0	0	0	153	0	0	28	1,164	6
その他	33,076	15	1	8	0	0	0	0	808	0	3	29	3,039	20
(再掲)児童虐待	18,895	1	0	2	0	0	0	0	315	0	2	14	1,894	11
計	52,146	371	42	53	349	81	87	86	2,879	0	22	167	5,459	33
(再掲)児童虐待	30,932	84	19	11	44	1	60	49	790	0	16	111	3,419	23

(6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況(単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	51	21,695
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	5	4,013

川越児童相談所

(1) 経路別受付状況

	都道府県・市町村										(再編)				(単位：件)								
	福祉事務所	児童委員	その他	児童福祉施設等	児童家庭支援！	警察等	家庭裁判所	保健所等		学校等		里親	児童の 中 介 委 員 (通 告 含 む)	家族・ 親 戚		近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計	措 置 変 更	期 間 延 長	巡 回 相 談	電 話 相 談
								保 健 所	医 療 機 関	学 校	教 育 委 員 会 等												
男	630	2	116	1	1	1,001	16	1	25	38	6	0	1	641	184	17	57	2,737	14	10	0	737	
女	370	1	101	7	0	859	3	1	21	44	1	0	0	426	156	23	29	2,042	8	9	0	649	
計	1,000	3	217	8	1	1,860	19	2	46	82	7	0	1	1,067	340	40	86	4,779	22	19	0	1,386	
構成比%	20.9%	0.1%	4.5%	0.2%	0.0%	38.9%	0.4%	0.0%	1.0%	1.7%	0.1%	0.0%	0.0%	22.3%	7.1%	0.8%	1.8%	100.0%					

(2) 相談内容、年齢別受付状況(川越児相)

(単位：件)

	養護相談		保健相談		障害相談	障害					非行相談			育成相談				その他の相談	計		
	児童虐待相談	その他の相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談		言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	発達障害相談	性行行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	その他の相談						
0歳	196	146	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	41	243
1歳	182	155	0	20	0	0	2	18	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	17	222
2歳	194	165	0	26	1	0	1	24	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8	37	265
3歳	194	164	0	90	0	0	1	87	2	0	0	0	0	18	2	0	0	0	16	36	338
4歳	143	127	0	63	1	0	0	62	0	0	0	0	0	9	4	0	0	0	5	30	245
5歳	179	147	0	92	0	0	4	88	0	0	0	0	0	8	3	0	0	0	5	21	300
6歳	134	111	0	73	0	0	1	71	1	0	0	0	0	13	6	1	0	0	6	26	246
7歳	175	146	0	97	0	0	2	94	1	0	0	0	0	28	22	1	0	0	5	20	320
8歳	173	138	1	90	0	0	0	90	0	0	0	0	0	13	8	1	0	0	4	29	306
9歳	155	125	0	30	0	0	1	27	2	2	1	1	24	14	5	0	0	0	5	17	228
10歳	162	142	0	50	2	0	0	46	2	2	2	0	19	7	4	0	0	0	8	16	249
11歳	167	133	0	61	0	0	0	61	0	6	5	1	12	8	0	0	0	0	4	23	269
12歳	165	134	0	67	0	0	0	67	0	4	1	3	22	12	3	0	0	0	7	20	278
13歳	149	123	0	72	0	0	0	72	0	5	3	2	24	14	7	0	0	0	3	22	272
14歳	123	101	0	60	0	0	0	59	1	11	10	1	14	9	2	0	0	0	3	14	222
15歳	136	108	0	34	0	0	1	33	0	12	9	3	9	4	3	0	0	0	2	11	202
16歳	130	94	0	41	0	0	2	38	1	7	7	0	18	10	6	0	0	0	2	13	209
17歳	92	75	2	123	0	0	1	121	1	6	2	4	10	8	0	0	0	0	2	14	247
18歳以上	37	13	0	62	0	0	0	62	0	4	3	1	1	0	1	0	0	0	0	14	118
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2,886	2,347	3	1,154	5	0	16	1,122	11	59	43	16	256	131	34	0	0	0	91	421	4,779
構成比%	60.4%	49.1%	0.1%	24.1%	0.1%	0.0%	0.3%	23.5%	0.2%	1.2%	0.9%	0.3%	5.4%	2.7%	0.7%	0.0%	0.0%	1.9%	8.8%	100.0%	

(3) 相談内容別援助状況(川越児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導		児童福祉司指導	児童委員指導	児童・家庭支援委託	市委 町村・指導 導致	福祉 社・事・務通 所	訓 戒・誓約	児童福祉施設		指 定 発 達 関 支 援 託	里 親 委 託	法 第 2 7 条 第 1 項 裁 決 致	障 害 児 施 設 契 約	そ の 他	計
	助 言 指 導	他 あ つ せ 関 人 機 関							入 所	通 所						
養護相談	2,163	8	37	0	0	436	3	0	34	0	0	7	0	0	145	2,870
児童虐待相談	1,748	8	32	0	0	431	3	0	17	0	0	1	0	0	78	2,349
その他の相談	415	0	6	0	0	5	0	0	17	0	0	6	0	0	67	521
保健相談	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
障害相談	954	18	0	0	0	0	29	0	2	0	0	0	0	17	169	1,189
肢体不自由相談	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	10
視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障害相談	2	12	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	12	1	28
知的障害相談	941	1	0	0	0	0	28	0	1	0	0	0	0	1	167	1,139
発達障害相談	10	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	12
非行相談	51	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	61
く犯行為等相談	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41
触法行為等相談	12	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	20
育成相談	230	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	257
性格行動相談	123	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	131
不登校相談	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	34
適性相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育児・しつけ相談	79	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	92
その他の相談	181	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	236	421
計	3,582	33	43	0	0	436	32	0	36	0	0	7	0	17	577	4,801
構成比%	74.6%	0.7%	0.9%	0.0%	0.0%	9.1%	0.7%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.4%	12.0%	100.0%

(4) 養護相談の理由別処理状況(川越児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	0	0	5	17	11	1	34
里親委託	0	0	0	2	1	3	1	7
面接指導	4	3	0	46	1,787	308	60	2,208
その他	2	0	0	6	544	41	28	621
計	6	3	0	59	2,349	363	90	2,870

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	154	37	245	15	153	4	1	20	1	1,547	56	116	2,349

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	967	117	1,119	9	137	2,349

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等によるもの		
0～3歳未満	37	2	368	180	57	464
3～学齢前児童	96	3	356	163	102	557
小学生	174	8	474	224	160	816
中学生	93	8	183	95	47	331
高校生・その他	57	6	94	51	24	181
計	457	27	1,475	713	390	2,349

(5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(川越児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児童	3,125	425	133	2	658	146	54	40	194	0	35	52	428	14
(再掲)児童虐待	2,001	65	36	0	50	7	36	14	130	0	33	39	313	7
保護者	15,840	9	2	0	0	0	0	0	3,598	0	7	89	1,961	0
(再掲)児童虐待	10,816	3	2	0	0	0	0	0	508	0	3	59	1,162	0
その他	32,227	11	0	11	0	0	0	0	1,944	0	2	106	3,296	35
(再掲)児童虐待	20,847	10	0	10	0	0	0	0	908	0	0	69	2,241	2
計	51,192	445	135	13	658	146	54	40	5,736	0	44	247	5,685	49
(再掲)児童虐待	33,664	78	38	10	50	7	36	14	1,546	0	36	167	3,716	9

(6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況(単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	61	15,518
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	0	2,187

所沢児童相談所

(1) 経路別受付状況

	都道府県・市町村										(再掲)																
	福祉事務所			児童福祉施設等			児童家庭支援！		警察等		家庭裁判所		保健所等		学校等		里親	児童の 委員を 含む (通告)	家族・ 親戚	近隣・ 知人	児童 本人	その他	計	措置 変更	期間 延長	巡回 相談	電話 相談
	福祉 事務所	児童 委員	その他	児童 福祉 施設 等	児童 家庭 支援 ！	警察 等	家庭 裁判 所	保健 所	医療 機関	学 校	教育 委員 会等	保 健 所	医 療 機 関	学 校	教 育 委 員 会 等												
男	622	1	162	12	0	1,042	6	0	23	87	2	1	3	571	287	13	69	2,901	9	14	0	818					
女	350	0	118	7	0	986	3	0	19	83	2	1	2	405	177	14	37	2,204	15	14	0	637					
計	972	1	280	19	0	2,028	9	0	42	170	4	2	5	976	464	27	106	5,105	24	28	0	1,455					
構成比%	19.0%	0.0%	5.5%	0.4%	0.0%	39.7%	0.2%	0.0%	0.8%	3.3%	0.1%	0.0%	0.1%	19.1%	9.1%	0.5%	2.1%	100.0%									

(2) 相談内容、年齢別受付状況(所況見相)

(単位：件)

	養護相談		児童虐待相談		その他の相談		保健相談		障害相談						非行相談						育成相談				その他の相談		計
	養護相談	児童虐待相談	その他の相談	保健相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	非行相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	育成相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	その他の相談								
0歳	240	177	63	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	15	258
1歳	202	160	42	0	16	1	0	1	14	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	18	239
2歳	224	170	54	0	39	0	0	1	37	1	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	9	12	284
3歳	216	178	38	0	76	0	0	0	76	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	4	16	313
4歳	202	171	31	1	64	0	0	1	61	2	0	0	0	0	0	0	0	6	2	0	0	0	0	0	4	14	287
5歳	199	172	27	0	118	0	0	0	118	0	0	0	0	0	0	0	0	9	3	0	0	0	0	0	6	32	358
6歳	175	143	32	0	62	0	0	1	61	0	0	0	0	0	0	0	0	8	3	0	0	0	0	0	5	27	272
7歳	203	172	31	1	91	0	0	0	91	0	2	1	1	8	4	0	0	8	4	0	0	0	0	0	4	12	317
8歳	191	163	28	0	101	0	0	2	97	2	4	2	2	10	3	1	0	10	3	0	0	0	0	0	6	34	340
9歳	172	137	35	0	37	0	0	0	36	1	6	2	4	10	5	3	0	10	5	0	0	0	0	0	2	30	255
10歳	176	148	28	0	36	0	0	2	34	0	7	2	5	14	9	3	0	14	9	0	0	0	0	0	2	10	243
11歳	181	139	42	1	56	0	0	1	55	0	3	2	1	20	8	4	1	20	8	0	0	0	0	0	7	11	272
12歳	204	156	48	2	85	0	0	1	84	0	11	6	5	19	11	4	0	19	11	0	0	0	0	0	4	8	329
13歳	175	132	43	0	72	0	0	0	72	0	21	9	12	28	15	10	0	28	15	0	0	0	0	0	3	14	310
14歳	158	112	46	1	59	1	0	0	57	1	9	8	1	21	9	4	1	21	9	0	0	0	0	0	7	16	264
15歳	152	112	40	0	29	0	0	0	28	1	6	6	0	24	16	2	0	24	16	0	0	0	0	0	6	10	221
16歳	117	81	36	0	46	0	0	0	46	0	7	7	0	10	8	0	0	10	8	0	0	0	0	0	2	4	184
17歳	95	76	19	0	126	0	0	0	126	0	1	1	0	3	2	1	0	3	2	0	0	0	0	0	0	12	237
18歳以上	43	19	24	1	57	0	0	0	57	0	0	0	0	5	3	2	0	5	3	0	0	0	0	0	0	16	122
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3,325	2,618	707	7	1,172	2	0	11	1,151	8	77	46	31	213	103	34	2	74	103	34	2	74	311	5,105			
構成比%	65.1%	51.3%	13.8%	0.1%	23.0%	0.0%	0.0%	0.2%	22.5%	0.2%	1.5%	0.9%	0.6%	4.2%	2.0%	0.7%	0.0%	1.4%	2.0%	0.7%	1.4%	6.1%	100.0%				

(3) 相談内容別援助状況(所沢児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導		児童福祉司指導	児童委員指導	児童・家庭支援委託	市委 即時 村・指 導致	福祉 社・事 務通 所	訓 戒・ 誓 約	児童福祉施設		指 定 療 養 機 関 支 援 託	里 親 委 託	法 第 2 7 条 第 1 項 裁 決 致	障 害 児 施 設 契 約	そ の 他	計
	助 言 指 導	他 あ つ せ 関 ん							入 所	通 所						
養護相談	2,883	30	64	0	0	3	8	0	42	0	0	7	0	1	144	3,214
児童虐待相談	2,351	21	58	0	0	2	0	0	28	0	0	2	0	1	47	2,535
その他の相談	532	9	6	0	0	1	8	0	14	0	0	5	0	0	97	679
保健相談	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
障害相談	953	11	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	11	226	1,213
肢体不自由相談	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	6
視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障害相談	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	17
知的障害相談	946	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	226	1,182
発達障害相談	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
非行相談	65	2	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4	0	1	75
く犯行為等相談	40	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	44
触法行為等相談	25	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	0	0	31
育成相談	197	3	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	12	215
性格行動相談	96	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	7	107
不登校相談	30	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	34
適性相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
育児・しつけ相談	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	73
その他の相談	142	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	164	313
計	4,246	46	67	0	0	3	21	0	46	0	0	7	4	12	547	5,036
構成比%	84.3%	0.9%	1.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.4%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	10.9%	100.0%

(4) 養護相談の理由別処理状況(所沢児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	0	0	1	28	8	5	42
里親委託	0	0	0	1	2	2	2	7
面接指導	13	2	5	31	2,397	380	117	2,945
その他	1	1	1	2	108	27	80	220
計	14	3	6	35	2,535	417	204	3,214

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	116	34	351	7	150	4	0	25	16	1,579	120	133	2,535

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	1,059	119	1,165	6	186	2,535

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等によるもの		
0～3歳未満	41	0	355	217	78	474
3～学齢前児童	99	8	451	255	115	673
小学生	239	8	515	287	118	880
中学生	118	6	186	105	36	346
高校生・その他	57	7	88	47	10	162
計	554	29	1,595	911	357	2,535

(5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(所沢児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の職員
児 童	5,141	430	75	71	736	125	89	76	461	0	27	90	769	52
(再掲)児童虐待	3,586	121	50	53	94	2	52	19	305	0	23	62	593	39
保 護 者	19,328	3	0	0	0	0	0	0	3,324	0	1	125	2,808	45
(再掲)児童虐待	14,585	3	0	0	0	0	0	0	734	0	1	102	2,193	31
そ の 他	44,165	22	7	14	0	0	0	0	2,055	0	0	92	5,267	70
(再掲)児童虐待	31,191	5	0	4	0	0	0	0	1,145	0	0	62	4,111	33
計	68,634	455	82	85	736	125	89	76	5,840	0	28	307	8,844	167
(再掲)児童虐待	49,362	129	50	57	94	2	52	19	2,184	0	24	226	6,897	103

(6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況(単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	103	23,376
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	69
里親	8	4,709

熊谷児童相談所

(1) 経路別受付状況

	熊谷児童相談所											(再掲)				(単位：件)						
	都道府県・市町村			保健所等				学校等				計	その他	児童本人	近隣・知人		家族・親戚	児童の 仲介を 含む (通告)	里親			
	福祉事務所	児童委員	その他	児童福祉施設等	児童家庭支援!	警察等	家庭裁判所	保健所	医療機関	学校	教育委員会等											
男	619	0	118	8	2	1,027	17	0	15	44	0	1	0	522	140	17	82	2,612	13	9	0	896
女	320	0	105	5	1	951	11	0	20	60	1	0	0	313	127	15	42	1,971	6	10	0	763
計	939	0	223	13	3	1,978	28	0	35	104	1	1	0	835	267	32	124	4,583	19	19	0	1,659
構成比%	20.5%	0.0%	4.9%	0.3%	0.1%	43.2%	0.6%	0.0%	0.8%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	18.2%	5.8%	0.7%	2.7%	100.0%				

(単位：件)

(2) 相談内容、年齢別受付状況(熊谷児相)

	養護相談		保健相談		障害相談	障					非行相談			育成相談				その他の相談	計		
	児童虐待相談	その他の相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談		言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	性行	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談					
0歳	130	87	43	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	60	194
1歳	144	109	35	0	11	0	0	11	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	58	215
2歳	153	119	34	0	37	0	0	34	3	0	0	0	1	4	2	1	0	0	2	44	238
3歳	143	119	24	0	56	0	0	55	1	0	0	0	1	5	4	1	0	0	4	68	272
4歳	142	113	29	0	54	0	0	49	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	61	258
5歳	121	103	18	1	78	1	0	75	1	0	0	0	2	2	1	0	0	0	1	49	251
6歳	149	132	17	0	42	0	0	40	1	0	0	0	6	2	0	0	0	4	57	254	
7歳	143	99	44	0	66	0	0	63	2	2	0	0	20	14	1	1	0	4	55	286	
8歳	146	114	32	0	59	0	0	58	0	2	0	0	11	4	1	0	0	6	52	270	
9歳	111	88	23	2	33	0	0	20	11	2	1	1	24	12	3	0	0	9	46	218	
10歳	133	103	30	0	26	0	0	24	2	1	0	1	10	4	1	0	0	5	50	220	
11歳	119	97	22	0	68	2	0	66	0	6	2	4	9	6	1	0	0	2	46	248	
12歳	109	75	34	3	77	0	0	74	2	9	5	4	27	14	11	0	0	2	38	263	
13歳	122	91	31	1	73	0	0	73	0	11	4	7	16	9	4	0	0	3	51	274	
14歳	119	83	36	2	55	0	0	54	1	5	4	1	13	9	3	0	0	1	40	234	
15歳	104	74	30	0	46	0	0	46	0	6	4	2	14	11	1	0	0	2	48	218	
16歳	114	85	29	1	57	0	0	56	1	13	9	4	9	5	2	0	0	2	45	239	
17歳	87	65	22	2	157	1	0	152	2	8	8	0	5	4	1	0	0	0	38	297	
18歳以上	49	8	41	0	59	0	0	59	0	2	2	0	4	2	0	0	0	2	20	134	
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2,338	1,764	574	15	1,054	4	0	1,009	27	67	43	24	183	99	30	1	53	926	4,583		
構成比%	51.0%	38.5%	12.5%	0.3%	23.0%	0.1%	0.0%	22.0%	0.6%	1.5%	0.9%	0.5%	4.0%	2.2%	0.7%	0.0%	1.2%	20.2%	100.0%		

(3) 相談内容別援助状況(熊谷児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導		児童福祉司指導	児童委員指導	児童・家庭支援委託	市委 即時 村・指 導致	福祉 社・事 務通 所	訓 戒・ 誓 約	児童福祉施設		指 定 発 達 関 支 援 託	里 親 委 託	法 第 2 7 条 第 1 項 裁 決 致	障 害 児 施 設 契 約	そ の 他	計
	助 言 指 導	他 あ つ せ 関 人 機 関							入 所	通 所						
養護相談	2,029	7	37	0	1	120	0	0	24	0	0	5	0	0	55	2,314
児童虐待相談	1,564	1	27	0	1	119	0	0	11	0	0	3	0	0	7	1,762
その他の相談	465	6	10	0	0	1	0	0	13	0	0	2	0	0	48	552
保健相談	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
障害相談	797	13	0	0	0	0	52	0	1	0	0	0	0	13	188	1,064
肢体不自由相談	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	7
視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等相談	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
重症心身障害相談	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	19
知的障害相談	766	1	0	0	0	0	51	0	1	0	0	0	0	1	186	1,006
発達障害相談	25	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	27
非行相談	55	1	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2	0	3	65
く犯行為等相談	32	1	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2	0	3	42
触法行為等相談	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23
育成相談	168	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	9	182
性格行動相談	87	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	7	98
不登校相談	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	30
適性相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
育児・しつけ相談	51	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	53
その他の相談	161	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	741	926
計	3,223	24	38	0	1	120	52	0	28	1	0	5	2	13	996	4,566
構成比%	70.6%	0.5%	0.8%	0.0%	0.0%	2.6%	1.1%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	21.8%	100.0%

(4) 養護相談の理由別処理状況(熊谷児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	3	0	1	3	11	2	4	24
里親委託	0	0	0	0	3	2	0	5
面接指導	1	2	3	41	1,594	335	96	2,072
その他	8	0	0	2	154	22	27	213
計	12	2	4	46	1,762	361	127	2,314

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	100	17	219	9	83	0	0	14	4	1,155	63	98	1,762

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	638	89	914	12	109	1,762

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等によるもの		
0～3歳未満	40	0	204	96	61	305
3～学齢前児童	80	2	290	136	103	475
小学生	126	4	332	153	121	583
中学生	79	5	120	47	39	243
高校生・その他	57	2	69	25	28	156
計	382	13	1,015	457	352	1,762

(5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(熊谷児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の職員
児童	3,104	384	52	11	569	100	96	65	318	0	7	85	464	6
(再掲)児童虐待	2,100	54	21	6	54	11	56	25	217	0	5	46	367	2
保護者	12,072	19	5	11	0	0	0	0	3,822	0	7	133	1,597	1
(再掲)児童虐待	8,550	13	4	11	0	0	0	0	970	0	5	107	1,163	0
その他	28,631	15	2	3	0	0	0	0	3,467	0	1	198	3,445	89
(再掲)児童虐待	19,832	13	1	3	0	0	0	0	1,922	0	1	153	2,743	22
計	43,807	418	59	25	569	100	96	65	7,607	0	15	416	5,506	96
(再掲)児童虐待	30,482	80	26	20	54	11	56	25	3,109	0	11	306	4,273	24

(6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況(単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	25	17,744
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	0	1,973

越谷児童相談所

(1) 経路別受付状況

	(単位：件)																				
	都道府県・市町村						保健所等					学校等		再掲							
	福祉事務所	児童委員	その他	児童福祉施設等	児童家庭支援！	警察等	家庭裁判所	保健所	医療機関	学校	教育委員会等	里親	児童委員(含む通告)	家族・親戚	隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談
男	460	0	92	14	0	779	8	0	27	54	15	0	515	163	11	54	2,192	5	4	0	774
女	245	0	113	16	0	677	9	1	25	82	10	1	326	145	14	30	1,694	14	7	0	664
計	705	0	205	30	0	1,456	17	1	52	136	25	1	841	308	25	84	3,886	19	11	0	1,438
構成比%	18.1%	0.0%	5.3%	0.8%	0.0%	37.5%	0.4%	0.0%	1.3%	3.5%	0.6%	0.0%	21.6%	7.9%	0.6%	2.2%	100.0%				

(単位：件)

(2) 相談内容、年齢別受付状況(越谷児相)

	養護相談		その他の相談		保健相談	障害相談	障害相談					非行相談					育成相談				その他の相談			計			
	児童虐待相談	その他の相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談			言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	非行相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	育成相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	その他の相談								
0歳	160	135	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	34	200
1歳	178	137	41	0	13	0	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	0	0	17	0	0	0	43	251
2歳	149	119	30	0	39	0	38	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8	0	0	0	49	245
3歳	163	132	31	0	89	0	84	3	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	0	0	0	5	2	0	0	37	294
4歳	154	117	37	0	80	0	78	1	0	0	0	0	0	0	0	0	17	3	0	0	0	17	3	0	0	44	295
5歳	115	99	16	0	91	0	89	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	1	0	0	5	1	1	0	44	255
6歳	127	109	18	0	36	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	4	2	0	0	9	4	2	0	15	187
7歳	119	98	21	0	60	0	57	3	0	0	0	0	0	0	0	0	16	8	3	0	0	16	8	3	0	32	227
8歳	126	105	21	0	59	0	57	1	1	0	0	0	0	0	0	0	11	7	2	0	0	11	7	2	0	30	227
9歳	102	89	13	0	22	0	20	2	2	1	0	0	0	0	0	0	8	2	6	0	0	8	2	6	0	24	158
10歳	105	92	13	0	20	0	19	1	0	0	0	0	0	0	0	0	17	12	4	0	0	17	12	4	0	20	162
11歳	104	85	19	0	54	0	54	0	1	1	0	0	0	0	0	0	22	12	6	0	0	22	12	6	0	17	198
12歳	110	87	23	0	40	0	40	0	8	6	2	0	0	0	0	0	27	10	11	0	0	27	10	11	0	21	206
13歳	91	73	18	1	77	0	74	1	12	10	2	0	0	0	0	0	28	8	17	0	0	28	8	17	0	33	242
14歳	95	78	17	0	38	0	36	2	2	2	0	0	0	0	0	0	14	8	4	0	0	14	8	4	0	17	166
15歳	87	71	16	0	38	0	38	0	9	9	0	0	0	0	0	0	8	3	3	1	0	8	3	3	1	26	168
16歳	74	53	21	0	36	0	36	0	3	3	0	0	0	0	0	0	11	6	4	0	0	11	6	4	0	23	147
17歳	55	42	13	1	80	0	80	0	12	8	4	0	0	0	0	0	7	4	0	0	0	7	4	0	0	15	170
18歳以上	16	9	7	0	45	0	44	0	2	1	1	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	2	0	0	0	23	88
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2,130	1,730	400	2	917	0	890	18	52	41	11	238	90	65	1	82	547	3,886									
構成比%	54.8%	44.5%	10.3%	0.1%	23.6%	0.0%	22.9%	0.5%	1.3%	1.1%	0.3%	6.1%	2.3%	1.7%	0.0%	2.1%	14.1%	100.0%									

(3) 相談内容別援助状況(越谷児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導		児童福祉司指導	児童委員指導	児童・家庭支援委託	市委 即時 村・指 導致	福祉 社・事 務通 所	訓 戒・誓 約	児童福祉施設		指 定 療 養 機 関 支 援 託	里 親 委 託	法 第 2 7 条 第 1 項 裁 決 致	障 害 児 施 設 等 へ の 約	そ の 他	計
	助 言 指 導	他 あ つ せ 機 関 人							入 所	通 所						
養護相談	1,902	4	43	0	0	4	0	0	30	0	0	15	0	0	65	2,102
児童虐待相談	1,594	4	38	0	0	4	0	0	15	0	0	3	0	0	39	1,726
その他の相談	308	0	5	0	0	0	0	0	15	0	0	12	0	0	26	376
保健相談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
障害相談	727	6	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6	173	914
肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
重症心身障害相談	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	13
知的障害相談	706	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	172	882
発達障害相談	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
非行相談	33	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	47
く犯行為等相談	26	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	36
触法行為等相談	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	11
育成相談	223	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	240
性格行動相談	81	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	92
不登校相談	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65
適性相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
育児・しつけ相談	78	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	82
その他の相談	216	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	325	542
計	3,103	18	47	0	0	4	0	0	32	0	0	15	0	6	574	3,847
構成比%	80.7%	0.5%	1.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.2%	14.9%	100.0%

(4) 養護相談の理由別処理状況(越谷児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	0	0	1	15	13	1	30
里親委託	0	0	0	4	3	2	6	15
面接指導	2	0	7	33	1,627	200	76	1,945
その他	0	0	0	1	81	22	8	112
計	2	0	7	39	1,726	237	91	2,102

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	71	9	244	7	37	0	0	30	13	1,142	77	96	1,726

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	652	80	843	7	144	1,726

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等によるもの		
0～3歳未満	36	1	307	138	42	386
3～学齢前児童	86	1	279	125	76	442
小学生	119	4	359	197	87	569
中学生	69	6	126	58	24	225
高校生・その他	30	2	54	29	18	104
計	340	14	1,125	547	247	1,726

(5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(越谷児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の職員
児 童	3,083	252	25	77	517	105	98	93	297	0	55	166	627	64
(再掲)児童虐待	2,237	62	13	48	71	3	50	48	160	0	27	101	519	49
保 護 者	15,499	7	4	2	0	0	0	0	3,586	0	0	190	2,326	58
(再掲)児童虐待	11,565	2	1	0	0	0	0	0	1,042	0	0	116	1,889	40
そ の 他	25,740	15	0	6	0	0	0	0	1,648	0	10	163	5,038	170
(再掲)児童虐待	16,435	11	0	4	0	0	0	0	726	0	8	110	3,983	45
計	44,322	274	29	85	517	105	98	93	5,531	0	65	519	7,991	292
(再掲)児童虐待	30,237	75	14	52	71	3	50	48	1,928	0	35	327	6,391	134

(6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況(単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	17	14,479
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	3	2,024

草加児童相談所

(1) 経路別受付状況

	都道府県・市町村										(再掲)																			
	福祉事務所			児童福祉施設等			児童家庭支援！		警察等		家庭裁判所		保健所等		学校等		里親		児童委員(含む通告)		家族・親戚		近隣・知人		児童本人		その他		計	
	福祉事務所	児童委員	その他	児童福祉施設等	児童家庭支援！	警察等	家庭裁判所	保健所	医療機関	学校	教育委員会等	保健所	医療機関	学校	教育委員会等	里親	児童委員(含む通告)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談				
男	367	5	117	9	1	1,011	6	3	35	64	0	0	0	0	0	1	307	108	5	32	2,071	3	5	0	0	907				
女	208	2	94	9	1	932	1	3	22	86	2	0	0	0	0	0	200	109	9	25	1,703	5	6	1	1	848				
計	575	7	211	18	2	1,943	7	6	57	150	2	0	0	0	0	1	507	217	14	57	3,774	8	11	1	1	1,755				
構成比%	15.2%	0.2%	5.6%	0.5%	0.1%	51.5%	0.2%	0.2%	1.5%	4.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.4%	5.7%	0.4%	1.5%	100.0%										

(単位：件)

(2) 相談内容、年齢別受付状況(草加児相)

	養護相談		保健相談		障害相談						非行相談				育成相談				その他の相談		計
	児童虐待相談	その他の相談	児童虐待相談	その他の相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	非行相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	育成相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	その他の相談		
0歳	146	97	49	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0	4	70	221		
1歳	136	106	30	0	11	0	0	1	10	0	0	0	4	4	0	0	4	62	213		
2歳	137	104	33	1	22	0	0	1	21	0	0	0	5	0	0	0	5	61	226		
3歳	134	102	32	0	51	0	0	1	50	0	0	0	1	0	0	0	1	69	255		
4歳	132	102	30	0	39	0	1	0	36	2	0	0	1	0	0	0	1	53	225		
5歳	117	98	19	0	62	0	0	0	62	0	0	0	11	2	2	0	7	48	238		
6歳	115	93	22	0	29	0	0	0	29	0	0	0	3	2	0	0	1	66	213		
7歳	105	83	22	0	38	0	0	0	38	0	0	0	2	1	1	0	0	44	189		
8歳	109	94	15	0	37	0	0	0	36	1	1	0	3	2	0	0	1	48	198		
9歳	106	90	16	0	17	0	0	1	16	0	1	0	6	3	0	1	2	40	170		
10歳	118	102	16	0	22	0	0	0	21	1	2	0	9	3	4	0	2	61	212		
11歳	111	85	26	0	32	0	0	0	30	2	7	5	8	3	3	0	2	65	223		
12歳	113	98	15	0	42	0	0	0	39	3	6	4	12	9	3	0	0	50	223		
13歳	108	80	28	0	43	0	0	0	43	0	7	0	11	9	1	0	1	48	217		
14歳	91	68	23	0	34	0	0	0	33	1	5	5	14	10	4	0	0	39	183		
15歳	93	72	21	0	15	0	0	0	15	0	5	4	10	3	2	0	5	43	166		
16歳	71	51	20	0	29	0	0	0	29	0	0	0	3	2	1	0	0	35	138		
17歳	70	49	21	0	79	1	0	0	77	1	2	2	4	4	0	0	0	36	191		
18歳以上	25	5	20	0	32	0	0	0	32	0	0	0	3	3	0	0	0	12	72		
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1		
計	2,037	1,579	458	1	635	1	0	1	618	11	37	22	15	114	56	21	1	36	950	3,774	
構成比%	54.0%	41.8%	12.1%	0.0%	16.8%	0.0%	0.0%	0.1%	16.4%	0.3%	1.0%	0.6%	0.4%	3.0%	1.5%	0.6%	1.0%	25.2%	100.0%		

(3) 相談内容別援助状況(草加児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童・家庭指導委託	市委 即時 村・指 導致	福祉 社・事 務通 所	訓 戒・誓 約	児童福祉施設		指 定 療 養 機 関 委 援 託	里 親 委 託	法 第 2 7 条 第 1 項 裁 決 致	障 害 児 施 設 契 約	そ の 他	計
	助 言 指 導	継 続 指 導	他 あ つ せ 関 人							入 所	通 所						
養護相談	1,741	19	42	56	0	0	14	5	0	0	0	0	5	0	0	117	2,026
児童虐待相談	1,401	11	34	47	0	0	11	0	0	0	0	0	1	0	0	54	1,576
その他の相談	340	8	8	9	0	0	3	5	0	0	0	0	4	0	0	63	450
保健相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
障害相談	504	5	0	0	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	5	102	633
肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
重症心身障害相談	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	11
知的障害相談	492	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	100	608
発達障害相談	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	12
非行相談	29	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	39
く犯行為等相談	20	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	27
触法行為等相談	9	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
育成相談	95	3	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	117
性格行動相談	48	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	58
不登校相談	17	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	22
適性相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
育児・しつけ相談	29	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	36
その他の相談	41	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	907	950
計	2,411	27	49	58	0	0	14	23	0	0	0	0	5	0	5	1,143	3,766
構成比%	64.0%	0.7%	1.3%	1.5%	0.0%	0.0%	0.4%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	30.4%	100.0%

(4) 養護相談の理由別処理状況(草加児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	0	0	6	17	3	1	27
里親委託	0	0	0	3	1	0	1	5
面接指導	3	2	1	20	1,446	271	59	1,802
その他	0	0	0	5	112	51	24	192
計	3	2	1	34	1,576	325	85	2,026

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	77	8	192	9	60	1	0	31	7	982	116	93	1,576

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	688	65	748	10	65	1,576

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等によるもの		
0～3歳未満	43	1	225	100	36	305
3～学齢前児童	76	2	249	112	73	400
小学生	163	4	314	154	65	546
中学生	86	3	112	64	15	216
高校生・その他	36	1	67	31	5	109
計	404	11	967	461	194	1,576

(5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(草加児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の職員
児 童	2,802	220	17	6	331	76	66	17	172	0	0	51	494	10
(再掲)児童虐待	1,971	45	10	5	44	5	52	12	120	0	0	45	349	2
保 護 者	13,225	1	0	0	0	0	0	0	2,545	0	0	181	2,115	51
(再掲)児童虐待	9,279	1	0	0	0	0	0	0	735	0	0	124	1,484	40
そ の 他	23,423	6	0	0	0	0	0	0	1,804	0	0	118	3,035	80
(再掲)児童虐待	14,850	6	0	0	0	0	0	0	908	0	0	83	2,043	36
計	39,450	227	17	6	331	76	66	17	4,521	0	0	350	5,644	141
(再掲)児童虐待	26,100	52	10	5	44	5	52	12	1,763	0	0	252	3,876	78

(6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況(単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	16	14,471
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	1	872

3 診 断

(1) 医学的診察件数

(単位：件)

	中 央	南	川 越	所 沢	熊 谷	越 谷	草 加
精 神 科	298	272	339	330	412	165	156
小 児 科	153	138	38	179	12	243	42
計	451	410	377	509	424	408	198

(2) 各種証明書発行件数

(単位：件)

	中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
特別児童扶養手当認定診断書	144	163	227	223	170	124	111	1,162
重 度 認 定 書	2	8	17	4	6	8	4	49
各 種 証 明 書	120	141	165	235	139	131	54	985
計	266	312	409	462	315	263	169	2,196

(3) 療育手帳判定実施状況

(単位：件)

児相	最重度		重 度		中 度		軽 度		非該当		合計	(再掲)取下げ	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		男	女
中央	24	21	54	18	64	38	177	63	33	11	503	25	9
南	24	22	58	24	62	44	120	45	17	5	421	11	2
川越	60	28	91	38	101	44	200	97	7	4	670	27	8
所沢	48	22	82	36	101	47	212	88	35	12	683	23	9
熊谷	40	21	57	19	92	33	186	75	24	8	555	1	1
越谷	46	25	41	19	82	26	157	63	54	14	527	40	12
草加	30	14	35	15	68	19	98	51	19	9	358	13	3
合計	272	153	418	169	570	251	1,150	482	189	63	3,717	140	44

4 里親委託

(1) 里親数 (単位：人)

		中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
登録里親数	前年度末現在	70	73	88	140	74	62	26	533
	新規登録	17	11	11	18	13	5	13	88
	登録辞退	5	5	9	12	5	3	0	39
	転居等による管轄変更								0
	年度末現在	82	79	90	146	82	64	39	582
受託里親数	前年度末現在	30	26	29	48	20	23	4	180
	新規委託	4	9	7	13	5	5	5	48
	委託終了	3	4	7	13	4	12	5	48
	転居等による管轄変更								0
	年度末現在	31	31	29	48	21	16	4	180

(2) 委託児童数 (()内はファミリーホームの児童数を別掲) (単位：人)

		中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
前年度末委託児童数		33 (15)	30 (14)	34 (11)	55 (4)	20 (21)	18 (8)	16 (6)	206 (79)
新規委託児童数	児童福祉施設から受託	6 (2)	7 (1)	9 (3)	8 (1)	4 (1)	7 (1)	1 (1)	42 (5)
	家庭から受託	1 (1)	2 (1)	1 (2)	3 (1)	(3)	7 (2)	4 (1)	18 (7)
	その他		1 (1)	2 (1)	7 (1)	4 (1)	1 (4)	4 (2)	19 (8)
	合計	7 (3)	10 (3)	12 (6)	18 (3)	8 (4)	15 (7)	9 (2)	79 (20)
委託終了児童数	解除	4 (2)	4 (1)	5 (2)	15 (1)	5 (2)	11 (1)	11 (1)	55 (10)
	家庭引き取り	1 (1)		(1)	4 (1)	(1)	2 (1)	2 (1)	9 (3)
	普通養子縁組								0 (0)
	特別養子縁組		4 (1)	4 (1)	5 (1)	4 (1)	5 (1)	8 (1)	30 (0)
	18歳に達したため			1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	(1)	4 (1)
	逃亡								0 (0)
	死亡								0 (0)
	就職	(2)		(1)	2 (1)	(1)	1 (1)		3 (4)
	その他	3 (1)	(1)		3 (1)		2 (1)	1 (1)	9 (2)
	変更	3 (1)	0 (2)	5 (1)	5 (1)	3 (1)	5 (2)	6 (1)	27 (5)
	児童福祉施設に入所	1 (1)		2 (1)			2 (1)		5 (2)
	他の里親に委託	2 (1)	(2)	3 (1)	5 (1)	2 (1)	2 (1)	6 (1)	20 (3)
その他					1 (1)	1 (1)		2 (0)	
年度末委託児童数		33 (14)	36 (12)	36 (12)	53 (4)	20 (23)	17 (12)	8 (7)	203 (84)

(3) 年齢階級別委託児童数 (()内はファミリーホームの児童数を別掲)

(単位：人)

年齢		中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計		
0歳	男			2	1	1	(1)		4	(1)	7 (3)
	女		1		1		1 (1)	(1)	3	(2)	
1～6歳	男	7 (1)	6	9 (1)	5	(1)	4 (3)	2 (1)	33	(7)	61 (12)
	女	4	7	2 (1)	10	2	2 (4)	1	28	(5)	
7～12歳	男	8 (3)	7 (2)	5 (3)	12	4 (9)	4	1 (1)	41	(18)	67 (26)
	女	5	6 (2)	4 (3)	6 (1)	2	2 (2)	1	26	(8)	
13～15歳	男	2 (2)	5 (2)	5 (1)	1 (2)	2 (6)	3	1 (2)	19	(15)	34 (21)
	女	3 (1)	(1)	2 (2)	5 (1)	3 (1)		2	15	(6)	
16歳以上	男	4 (1)	3 (5)	4 (1)	2	4 (3)	(1)	(2)	17	(13)	34 (22)
	女	(6)	1	3	10	2 (3)	1		17	(9)	
計	男	21 (7)	21 (9)	25 (6)	21 (2)	11 (19)	11 (5)	4 (6)	114	(54)	203 (84)
	女	12 (7)	15 (3)	11 (6)	32 (2)	9 (4)	6 (7)	4 (1)	89	(30)	

5 児童虐待防止対策事業

(1) 児童相談所における市町村職員実務研修等実績

ア 市町村担当者に対する研修

児相	研 修 の 名 称	実施延べ 回 数	参加人数	参 考			
				平成30年度		平成29年度	
				実施延べ回数	参加人数	実施延べ回数	参加人数
中央	管内市町児童福祉担当新任職員研修 管内市町児童福祉主管課長・保健センター所長 等会議 学校・児童相談所連携強化教員研修	11	50	4	56	3	57
南	里親会研修会 管内児童福祉主管課長連絡会 管内3市実務者職員研修会(計3回) 児童虐待対応キーパーソン養成研修	6	32	7	34	6	18
川越	市町村新任児童相談担当職員研修会 市町村新任児童相談担当職員等研修会 (児童相談所定例ケース検討会議傍聴研修) 管内市町村児童虐待対応担当課長会議 児童虐待対応キーパーソン養成研修(計2回)	10	88	11	95	14	122
所沢	管内市児童相談主管課長会議 三会議(受理・処遇・診断会議)体験研修	5	30	13	57	7	62
熊谷	管内市町児童福祉主管課長会議 管内市町児童福祉担当者会議兼研修会 管内市町児童福祉担当職員 三会議体験研修 (計4回) 所内研修<市町職員公開> リスクアセスメント研修 児童虐待対応キーパーソン養成研修	9	82	11	110	9	116
越谷	管内市町児童福祉担当課長会議 管内市町職員研修Ⅰ 管内市町職員研修Ⅱ(計5回)	7	41	11	80	10	87
草加	管内市町児童福祉担当課長会議 「受理・処遇・診断会議」見学研修(計4回) 管内市町職員研修(計2回)	7	55	-	-	-	-
計		55	378	57	422	49	462

イ 三会議による研修（前記アから一部再掲あり）

児相	研 修 の 内 容	参加人数	参 考		
			H30	H29	H28
中央	三会議（受理・診断・処遇）の傍聴研修(7/4～11/28 計2回)	2	3	0	21
南	三会議（受理・診断・処遇会議）の見学(8/1～8/15 計3回)	22	21	12	16
川越	三会議（受理・診断・処遇）の傍聴研修(7/25～9/5 計6回)	30	34	43	29
所沢	三会議（受理・処遇・診断）体験研修(7/18～8/8 計4回)	13	23	20	26
熊谷	三会議（受理・処遇・診断）体験研修(8/1～8/29 計4回)	13	21	26	22
越谷	管内市町職員研修Ⅱ(6/27～7/25 計5回)	9	14	21	18
草加	管内市町職員研修Ⅱ(6/6～7/11 計4回)	27	12	7	12
計		116	128	129	144

ウ セミナー・講演会形式・主任児童委員を対象とした研修

児相	名 称	主 な 内 容	参加人数	H30	H29
中央	管内市町児童福祉担当職員研修 児童虐待防止サポーター研修	要保護児童対策地域協議会の役割と他機関連携について 講義 ①児童虐待の現状と対応 ②地域における児童虐待の対応（事例検討）	285	189	0
南	法的対応研修 児童虐待防止サポーター研修	弁護士による法的対応の流れ等の解説・事例検討 講義 ①児童虐待の現状と対応 ②地域における児童虐待の対応（事例検討）	108	0	0
川越	地域の方で子どもを虐待から守るネットワーク研修会	児童養護施設見学	21	27	0
所沢			0	21	15
越谷			0	0	36
計			414	237	51

(2) 要保護児童対策地域協議会実施・参加状況

児 相		開催参加・回数	H 3 0	H 2 9
中 央	代表者会議	8	10	8
	実務者会議	80	59	45
南	代表者会議	3	3	3
	実務者会議	53	52	53
川 越	代表者会議	18	18	19
	代表者・実務者会議	1	0	0
	実務者会議	74	73	76
所 沢	代表者会議	7	7	8
	実務者会議	73	79	74
	その他	0	0	5
熊 谷	代表者会議	15	15	13
	代表者・実務者会議	0	0	1
	実務者会議	81	81	74
越 谷	代表者会議	6	6	10
	実務者会議	39	39	74
草 加	代表者会議	4	4	4
	実務者会議	36	35	35
計	代表者会議	61	63	65
	代表者・実務者会議	1	0	1
	実務者会議	436	418	431
	その他	0	0	5
	会議合計	498	481	502

個別ケース検討会議参加回数

	参 加 回 数							合 計
	中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	
4 月	6	5	4	7	8	0	1	31
5 月	5	6	4	13	14	7	5	54
6 月	9	3	5	16	9	3	2	47
7 月	7	12	10	15	13	5	6	68
8 月	3	12	2	5	11	7	1	41
9 月	10	4	5	9	11	2	2	43
10月	4	5	5	15	3	5	6	43
11月	3	3	6	13	3	3	10	41
12月	6	4	5	11	10	3	3	42
1 月	5	5	5	9	7	3	6	40
2 月	10	10	13	17	11	1	6	68
3 月	12	7	9	14	9	4	7	62
合 計	80	76	73	144	109	43	55	580
H30合計	69	112	68	121	86	48	92	596
H29合計	53	69	78	124	128	93	59	604

(3) 関係機関との連絡会議

ア 警察等との連絡会議

児相	実施年月日	会議名称	主な内容	参加機関
中央	R元. 11. 1	管内警察署と児童相談所の連絡会議	虐待相談等の状況、児童虐待・少年非行の対応状況、警察との連携、検察庁の取組状況	管内警察署、県警本部少年課、さいたま地方検察庁
南	R元. 7. 2	管内警察署との連絡会	情報共有、意見交換、児相・警察・検察の連携について	管内警察署、県警本部こども安全課、さいたま地方検察庁
川越	R元. 10. 2	児童相談所と管内警察署等との連絡会	児童相談所における虐待相談等の状況 各警察署における児童虐待・少年非行への対応状況 各警察署及び児童相談所からの協議題	管内警察署、県警本部こども安全課 さいたま地方検察庁及び同川越支部
所沢	R元. 6. 6 及び R元. 10. 17	警察等と児童相談所の連絡会議	業務説明 協議・情報交換 一時保護所の見学	管内警察署、県警本部こども安全課 さいたま地方検察庁川越支部
熊谷	R元. 7. 4	管内警察署等と児童相談所との連絡会	児童相談所の相談状況、警察通告受理と処理内容 一時保護所の状況 関係各機関からの情報提供、協議・意見交換	管内警察署、 県警本部少年課 こども安全課 さいたま地方検察庁 及び同熊谷支部
越谷 草加	R元. 6. 28	管内警察機関と児童相談所との連絡会議	児童相談の概要、児童相談専門員の活動等 各警察署の少年非行・児童虐待通報等の状況 警察からの情報提供、一時保護所の状況	管内警察署、県警本部 さいたま地方検察庁 こども安全課

イ 保健所・保健センター等保健機関との連絡会議

児相	実施年月日	会議名称	主な内容	参加機関
中央	R元. 6. 5	管内市町児童福祉主管課長・保健センター所長等会議	児童相談所における児童相談の状況について 児童相談所から管内市町への事案送致及び指導委託の状況について 県内で発生した児童虐待重大事例の検証結果について 各市町等の虐待相談等の状況及び要保護児童対策地域協議会の運営状況について こんにちわ赤ちゃん事業について 里親委託の推進について	管内市町児童福祉主管課 母子保健主管課 保健センター
川越	R元. 5. 27	管内市町村児童虐待対応担当課長会議	児相における虐待相談等の状況 児童相談所からの連絡事項 各市町村における虐待対応等の状況 意見交換	管内市町村児童福祉 主管課 保健センター

ウ その他の連絡会議

児相	実施年月日	会議名称	主な内容	参加機関
中央	R元. 7. 31	里親委託等推進委員会	里親委託等の状況について 里親委託強化推進員の設置について 里親フォスタリング事業について 里親委託推進の課題について 埼玉県里親会中央ゆずりは会の活動について 里親委託等推進委員会設置要領	管内市町児童福祉主管課 里親支援専門相談員 埼玉県里親会中央ゆずりは会
川越	R元. 7. 12	第1回管内ファミリーホーム連絡会議	各ファミリーホームの状況 各種情報交換	ファミリーホーム管理者
	R元. 10. 25	第2回管内ファミリーホーム連絡会議	里親制度推進の取組 各ファミリーホームの状況 各種情報交換	ファミリーホーム管理者
	R元. 11. 20	地域の力で子どもを虐待から守るネットワーク会議	各機関の取組状況報告 意見（情報）交換	川越市、管内児童養護施設、NPO法人川越子育てネットワーク、ワーカーズコープ
	R元. 11. 25	家庭裁判所（川越支部）と児童相談所との連絡会議	各機関の取組状況報告 協議課題の検討	さいたま家庭裁判所 川越支部 所沢児童相談所
熊谷	R元. 5. 24	管内療育手帳業務連絡会議	療育手帳の進達手続き等の方法	管内市町障害福祉担当課
	R元. 2. 13	管内児童養護施設と児童相談所との連絡協議会	入所児童の医療機関への受診対応について 各施設での携帯電話の所持とSNSの利用について 各施設のショートステイの契約・受入状況について 障害を有する退所者のアフターケアについて	管内児童養護施設
越谷	R2. 1. 24	里親委託等推進会議	里親委託の状況について フォスタリング事業について 里親支援専門相談員活動状況について 越谷さくらんぼの会及び県里親会の活動について 登録里親拡大策（広報の一層の充実）について	管内市町児童福祉主管課、里親支援専門相談員、埼玉県里親会越谷さくらんぼの会、NPO法人キーアセット

6 児童相談法的対応強化事業

児童虐待等の相談に際し、子供や家族に関する法律的な解釈や適用、児童福祉法に基づく家事審判に係る手続き等について、弁護士から専門的な助言・指導を受けることにより相談業務の適正化を図った。

	法 律 相 談		そ の 他 弁 護 士 活 動
	定 期	随 時	
中央	8日 22件	9日 13件	2日
南	9日 18件	11日 16件	3日
川越	10日 29件	19日 23件	2日
所沢	12日 19件	3日 3件	1日
熊谷	8日 13件	2日 2件	2日
越谷	6日 10件	3日 6件	4日
草加	6日 9件	1日 1件	2日
計	59日 120件	48日 64件	16日

7 地域・家族支援活動

児童相談所カウンセリング強化事業

児相	実 施 事 業	回数	実 施 日	参加者
南	MY TREE パarents・プログラム	14	令和元年9月10日 ～2年3月3日	7

注) 参加者数は、グループ参加人数。

8 職員研修等

注) 以下、参加人数は延べ人数。

(1) 中央児童相談所企画調整担当主催

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
7 児 童 相 談 所 合 同	児童相談所職員研修	児童相談所職員	1	70
	オリエンテーション研修 新任職員研修	児童相談所職員 県社会福祉課、発達障害総合支援センター職員	4	122
	保護担当新任職員研修	立正大学 鈴木 浩之 准教授、弁護士 坂下 裕一 氏	2	57
	児童相談所2年目職員研修	児童相談所、埼玉学園、自立援助ホーム職員	5	119
	児童相談所2年目、3年目職員研修	県健康長寿課、児童相談所職員	3	171
		埼玉県立大学 市村 彰英 教授、立正大学 鈴木 浩之 准教授 ピヨンドザボーダー(株) 安藤 亘 氏、こども安全課職員		
	里親委託促進研修	児童相談所職員	1	29
	臨検、捜索許可状作成研修	埼玉県警本部職員	1	21
	児相と警察による児童虐待対応合同訓練	埼玉県警察学校	1	109
	保護担当的虐待対応ガイドライン研修	児童相談所職員	1	8
	児童心理司等初任者研修	児童相談所職員	2	18
	性的虐待対応ガイドライン研修	愛育研究所 山本 恒雄 客員研究員	1	49
	性的虐待対応初期調査研修	愛育研究所 山本 恒雄 客員研究員	1	32
	法的被害事実確認面接 (NICHHDプロトコル研修)	立命館大学 仲 真紀子 教授	1	27
	チャレンジ学習会			
	心理支援知識・技術習得のための勉強会	武蔵大学心理臨床センター 上原 由紀 主任相談員	7	80
	新しい時代に求められる一時保護所の機能を学ぶ	児童相談所職員	7	21
	サインス・オブ・セイフティ (Sofs) を学ぶ	目白大学 黒沢 幸子 教授	6	48
	児童相談所でよく使う用語を学ぶ学習会	児童相談所職員	5	40

(2) 所内研修

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
中 央	児童相談所新任転任職員研修	児童相談所職員	1	15
	一時保護所職員向け「どならない子育て練習法セッション」(全7回/1クール)	児童相談所職員	1クール	21
	アセスメント技術の向上と簡潔なレポートの演習	大正大学心理社会学部臨床心理科 近藤 直司 教授	1	23
南	新規採用・新任職員所内研修	児童相談所職員	12	162
	「中国の養育観、日本と中国の子育ての違いを知る」	川口市協働推進課 桑 矜君 国際交流員	1	41
川 越	新規採用・新任職員所内研修	児童相談所職員	2	10
	グループ研修	児童相談所職員	6	84
所 沢	新規採用・新任職員研修	児童相談所職員	8	84
	事例検討	明治学院大学 野末 武義 教授	3	43
	「児童虐待防止法改正における児童相談所・一時保護に与える影響」	駿河台大学 吉田 恒雄 名誉教授	1	31
	「解決志向アプローチから面接の導入・リソース・コンプリメント」	目白大学 黒沢 幸子 教授	1	25
熊 谷	新規採用・新任職員研修	児童相談所職員	1	100
	「DV被害者の支援について～回復を支援する～」	NPO法人レジリエンス 西山さつき 氏	1	34
	「子ども間に起きる重篤な事故の予防と対応～対応が難しい性的暴力の事案を中心に～」	立正大学社会福祉学部 鈴木 浩之 准教授	1	65

越谷	新規採用・新任職員研修	児童相談所職員	1	14
	「家族理解と援助の基礎」	明治学院大学 野末 武義 教授	1	28
	事例検討	明治学院大学 野末 武義 教授	3	33
	「気になる子どもの理解について」	針生ヶ丘病院 木野田 昌彦 医師	1	20
草加	新規採用・新任職員研修	児童相談所職員	1	7
	「家族理解と援助の基礎」	明治学院大学 野末 武義 教授	1	12

(3) 家族再統合のための治療的プログラム事業

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
中央	親子相互交流療法 (PCIT)	PCIT-International レベル1 トレーナー 武蔵野大学心理臨床センター子ども相談部門 上原 由紀 主任相談員	5	79
	・コーチ養成講座 ・PCITの紹介		1	21

(4) 権利擁護機能強化事業

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
越谷	被害確認面接	カウンセリングルームまるやま 丸山 恭子 氏 愛育研究所 山本 恒雄 客員研究員 愛育研究所 山本 恒雄 客員研究員	3	58
	・NICHD SV研修		1	29
	・NICHD 応用研修 ・NICHD バックスタッフ研修		1	28

(5) 児童相談所職員等の専門性向上事業

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
中央	埼玉版機中八策(たまさく)習得講座(2日間)	児童相談所職員	1	46
	「子ども虐待としてのDV(TTTプログラム研修)」	(左記3テーマ) 武蔵野大学心理臨床センター子ども相談部門 上原 由紀 主任相談員	2	60
	「子どもの問題行動とトラウマ症状の理解と対応」		1	31
	「児童相談所における心理治療の実践に関する現状と課題を考える」		1	12
	「愛着とトラウマの問題がある子どもの理解と対応」		1	47

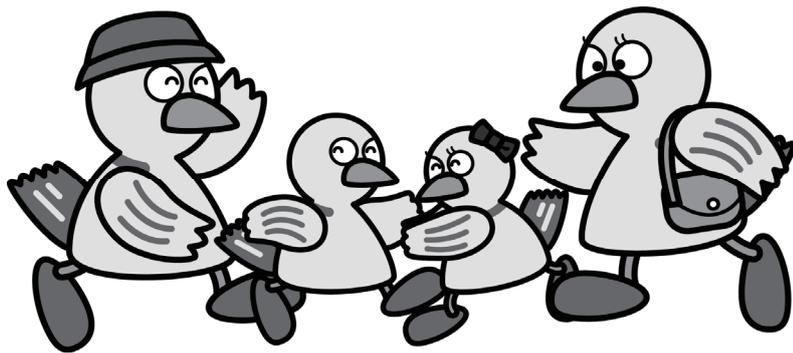
(6) その他 外部専門家スーパーバイズ機能強化事業

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
7児相	事例のスーパーバイズ	立正大学社会福祉学部 鈴木 浩之 准教授	11	225

	所 長 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
中央児童相談所	西川 達男	362-0013	上尾市上尾村1242-1	048-775-4152
南児童相談所	小貝 和己	333-0848	川口市芝下1-1-56	048-262-4152
川越児童相談所	岡田 真彦	350-0838	川越市宮元町33-1	049-223-4152
所沢児童相談所	遠藤 和幸	359-0042	所沢市並木1-9-2	04-2992-4152
熊谷児童相談所	羽生 公洋	360-0014	熊谷市箱田5-12-1	048-521-4152
越谷児童相談所	篠崎 誠	343-0033	越谷市恩間402-1	048-975-4152
草加児童相談所	花籠 啓	340-0035	草加市西町425-2	048-920-4152

令和2年度版（令和元年度実績） 児童相談所業務概要
埼玉の児童相談

令和2年11月
発行 埼玉県中央児童相談所



埼玉県のマスコット コバトン